

くましんの現況 2020



ご挨拶

はじめに、このたびの令和2年7月豪雨において被災された多くの方々、関係各位ならびにご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

皆様方には平素より格別のご愛顧・お引立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。本年もディスクロージャー誌「くましの現況2020」を作成いたしました。本誌では、弊金庫の経営方針や業務・財務の内容について出来る限り分かりやすく開示させて頂くこととしており、弊金庫についてのご理解の一助になれば幸いですと作成致しております。なにとぞご高覧頂き、ご理解を深めて頂きますと共に、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度からの3ヶ年中期経営計画の初年度であった第88期は、経営計画の基本方針下に掲げた(1)法令等遵守態勢・顧客保護等管理態勢の深化×進化(2)経営力・統合的リスク管理態勢の深化×進化(3)支援力・営業力の深化×進化(4)人材力・組織力の深化×進化の4つの主要施策の実現をめざし、「内部管理基本方針」に則り、経営管理上の重要な会議やコンプライアンス委員会をはじめとする各種委員会を定期的を開催するなど、体制整備を進めながら業務の健全性や適切性確保に努めてまいりました。

また、地元のお客さまのニーズに応える、円滑な資金供給に資する融資業務を主たる収益確保の手段と定め金庫収益は、お取引先の業績向上や回復とともにあることを目指すとともに、信用金庫法や企業会計原則等の諸法規に準拠する適切な資産の自己査定を厳格に実施し、その結果として対処の必要がある債権については、適正かつ積極的な償却・引当を行うことで、資産の健全化にも取り組んでおります。

さて、金融経済の環境ですが、世界経済は米中貿易摩擦などの影響を受けて全体的に減速傾向が強まりました。成熟期に入りつつあった中国経済は成長率の鈍化が目立ち、好調を維持していた米国経済も後半は減速に転じました。そんな中で、国内は内需が牽引する形で緩やかに景気回復との認識が示された時期もありましたが、10月に実施された消費税率の引き上げ後は予想を上回る景気の落ち込みが表面化し、県内も震災復興需要の一巡感とも相まって、一部には息切れする企業も見られ始めました。更に、1月中旬以降は中国に端を発した新型コロナウイルスによる感染症が世界中で猛威を振るい、国内でも多くの人命を奪うなど医療体制にまで脅威をもたらしながら期末を迎えました。その感染拡散防止措置により、グローバル化していたヒト・モノの動きは大きく制限され、金融市場をはじめとして、世界経済に甚大な影響を及ぼしております。各国政府は財政、金融両面から政策を総動員し対応に当たっておりますが、コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中では、経済再生の道筋は不透明なままで、一時は緊急事態宣言が発令されるに至った国内も、外出自粛・休校・休業などで急速な経済活動の停止・停滞は避けられず、外需だけでなく内需の落ち込みも深刻、かつ長期に及

Contents

金庫の概況と組織 ... 2

熊本信用金庫と地域社会 ... 3

2019年度トピックス ... 4

「中小企業等の経営改善及び地域密着型金融の取組み状況」につきまして ... 6

当金庫の概要 ... 13

役員一覧 ... 13

監査法人の名称 ... 13

主要な事業内容 ... 13

組織機構図 ... 14

総代会制度 ... 15

役職員の報酬体系の開示 ... 18

金庫概況 ... 19

法令等遵守(コンプライアンス)への取組みについて ... 21



会長 品川 良照



理事長 井星 伸一

ぶ可能性を払拭できません。県内経済も同様の環境にあり、宿泊・飲食・サービス業などを中心に急激に売上が落ち込み、中小事業者の資金繰りが逼迫し始めておりますため、引き続き低金利の厳しい金融環境ではありますが積極的な金融支援に臨んでいるところです。

当金庫の業績面につきましては、預金は前期比3億38百万円（0.20%増）増加の1,638億36百万円、貸出金も22億38百万円（2.49%増）増加して919億8百万円となり、会員数16,092名で期末を迎えました。本年度も積極的な融資推進によって貸出残高が増加したことに加え、貸出金利回りの低下幅が0.02%に留まったことで、貸出金利息収入は38百万円増加しました。また、厳しい運用環境は続いたものの、投資信託の満期償還配当などで有価証券利息配当金が38百万円増加しました。これらの要因により資金運用収益は57百万円の増加となりました。更に、償却債権取立益や睡眠預金の雑益繰入額は前期に比べて減少したものの、株式等売却益を41百万円計上しましたため、その他経常収益が前期比6百万円増加の78百万円となり、経常収益は95百万円増加して29億2百万円となりました。一方、資金調達費用は5百万円減少し、人員減少等による人件費の減少を主因に経費の総額が66百万円減少しましたため、経常費用は総額で22百万円減少の23億76百万円となりました。その結果、経常利益は前期比1億18百万円増加して5億25百万円となり、税引前の当期純利益は前期比1億2百万円の増加となりましたが、当期より再開します法人税等の納付により、最終の当期純利益は22百万円減少の3億86百万円となっております。

今後の展望と課題ですが、まだまだ新型コロナ禍の収束は見えておらず、さらなる景気の悪化が懸念されます。まずはお取引先企業の資金繰り支援に最優先で取り組み、全役職員の力を結集して地域に密着した円滑な資金供給や貸付条件の変更・緩和に取り組んでまいります。当金庫は地域社会と共にこの危機を乗り越え、コロナ禍が収束した地域社会でも、着実に共存共栄できることを確信しております。また、当金庫が今後もずっと地域やお客様のお役に立ち続けるためには、当金庫が健全な体質を維持確保していくことが重要な課題です。信用金庫は、独自の特性・強みを生かしながら、お客様のニーズや課題に的確に向かい合うことが求められています。事業性評価を踏まえた対話を推進して課題を共有し、価値のある解決策やきめ細かい支援・貢献策を提案しながら、十分な金融仲介機能を発揮することが私どもの恒久的な使命でもあり、持続可能なビジネスモデルの構築に繋がるものと考えております。これからも役職員一丸となり、お取引先や地域の発展に尽力する所存です。

2020年7月

リスク管理への取り組みについて … 23

営業のご案内 … 24

財務状況 … 28

預金業務・為替業務等 … 37

融資業務等 … 38

有価証券等 … 42

くましの歩み … 47

信金中央金庫 … 48

バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示事項 … 49

自己資本の充実の状況等について … 50

単体における事業年度の開示事項 … 53

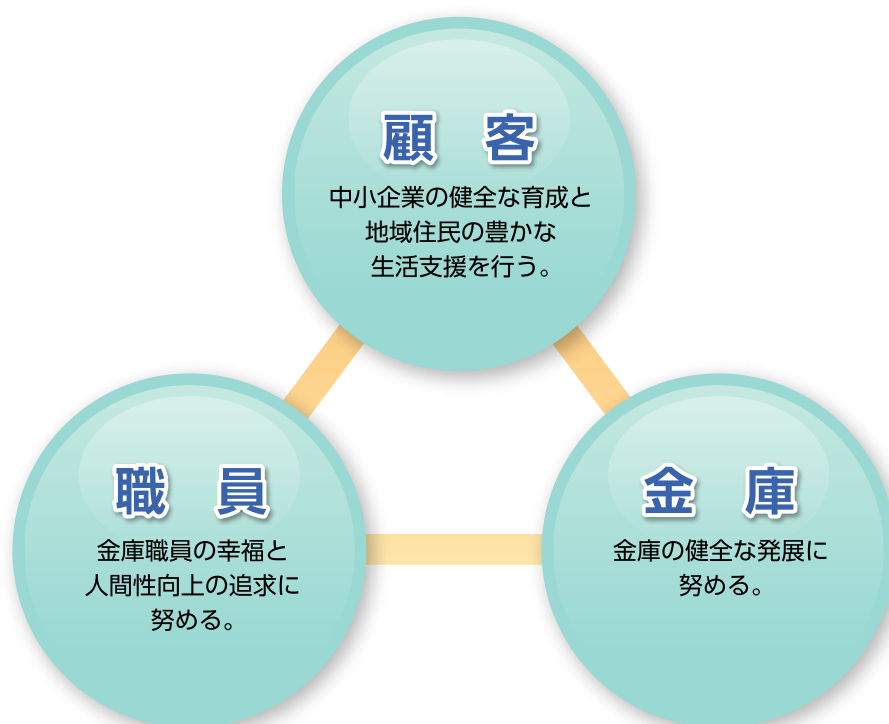
店舗一覧 … 60

掲載頁の一覧 … 61

経営理念

熊本信用金庫は地域社会に密着し、金融業務を通して企業と家庭、そして郷土くまもとの繁栄と日本経済の発展に奉仕します。

経営の基本方針



くましん三訓

変革

誠実

感謝

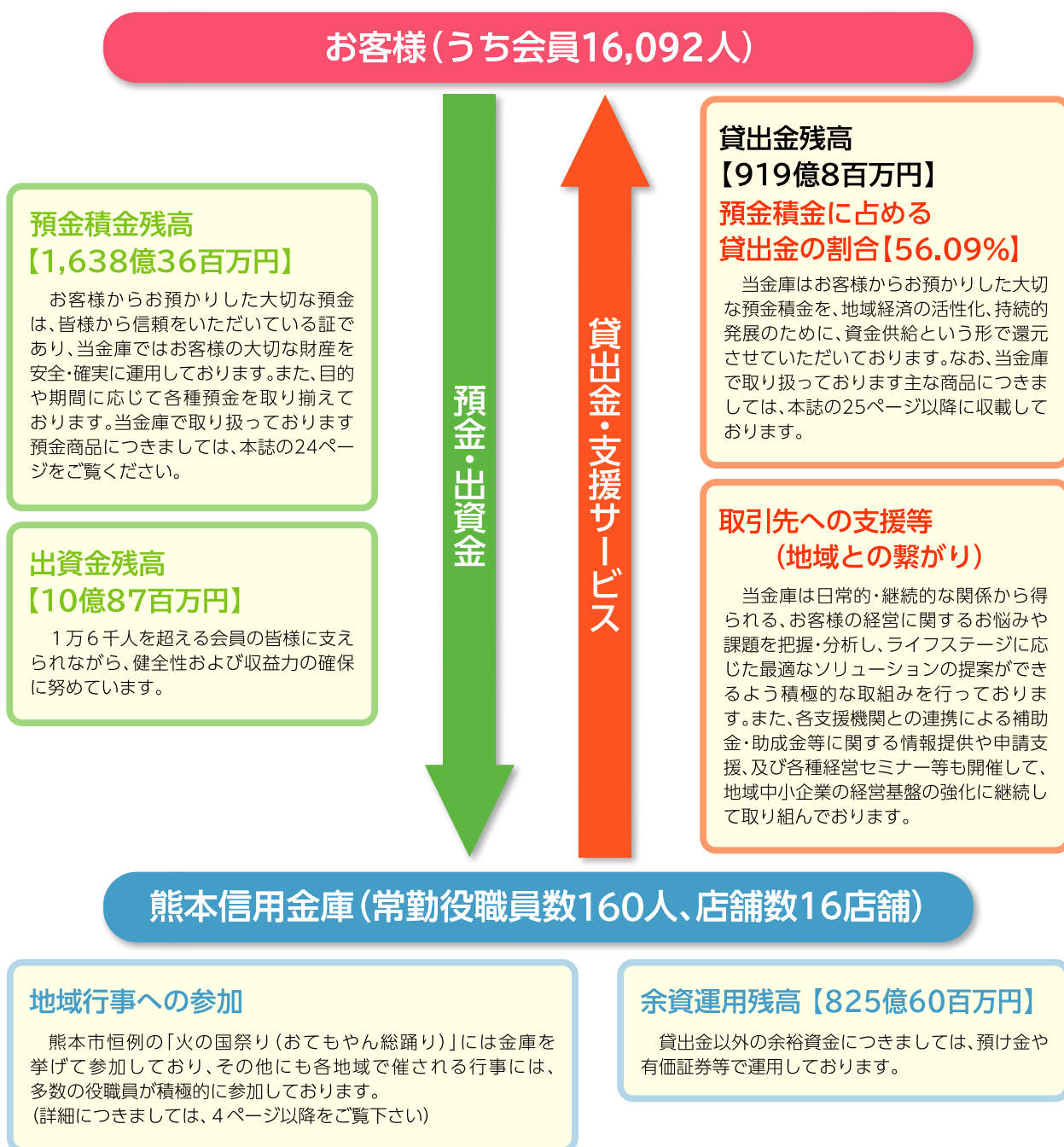
経営理念の達成と経営基本方針遂行のため、
役職員一同は「くましん三訓」を日々の生活信条としております。

「地域になくてもならない信用金庫」を目指して

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、熊本市とその周辺地域を主な営業区域と定め、地元中小企業事業者の皆様や地域住民の皆様に「会員」や「お取引先」となっていただき、営業を営んでおります。その営業は「互いを助け合い・互いに発展して行く」ことを基本理念としており、数多く存在する金融機関の中でも「相互扶助型金融機関」と位置付けられる所以となっております。

地元の皆様との間では強い絆やネットワークを形成しており、「地元のお客様」からお預かりした大切な資金（預金積金）は、資金を必要とされる「地元のお客様」を中心にご融資するなど、「地元」の事業や生活繁栄のお手伝いを第一の目標として日々の活動を行っております。熊本信用金庫は単なる金融機能の提供に止まらず、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努め、文化・環境・教育といった多方面も視野に入れながら、広く地域社会の活性化に貢献すべく積極的な活動に取り組んでまいります。



2019年度トピックス ～地域の皆様とともに～

くましんは、経営理念である「地域社会に奉仕する」のもと、企業や家庭、そして郷土「くまもと」の繁栄に少しでも役立つために、地域行事への参加をはじめとする、様々な地域社会振興のための活動を行っております。

29日 有田陶器市ツアー開催

25日 グラウンドゴルフ大会開催

2018年
4月

5月

6月

7月

8月

9月

9日 ゴルフコンペ開催
29日 お客様向けセミナー開催
29日 技能フェアin植木への参加



① 今年も各地区で行われた祭りにおいて、出店協力やパレードに参加しました。

27日 各地区主催の夏祭りへの参加

14日 夢街光の森「秋祭り」への参加
17日 藤崎宮参道周辺
クリーン作戦への参加③
28日 お客様向けセミナー開催



③ 藤崎宮秋季例大祭の後に行われる藤崎宮参道周辺の清掃活動に今年も参加しました。

3日 各地区主催の夏祭りへの参加①
3日 火の国まつり「おてもやん総おどり」への参加②
4日 白川流域一斉清掃活動への参加
19日～21日 インターンシップ受け入れ
24日 宇土地蔵まつりへの参加



② 毎年恒例の第42回火の国まつり「おてもやん総おどり」に42回連続出場を果たしました。



4 今年で3回目となる「グッジョブ！やるキッズ！」を開催し、子供達に様々なお仕事を体験していただきました。

16日、23日

日帰りバスツアー実施

20日 「草枕の駅コンサート」への参加

10月

11月

12月

2019年
1月

2月

3月

6日 グラウンドゴルフ大会開催
9日 お仕事体験フェスjojoキッズ参加
10日 「グッジョブ！やるキッズ！」開催 4
12日～15日
年金旅行実施 5
17日 託麻商工会「クリーン作戦」への参加
23日 お客様向けセミナー開催
24日 三里木商工繁栄会秋のサンマ祭りへの参加



7 あいにくの雨模様ではありましたが、第9回熊本城マラソンにおいて、ランナーを応援しました。

16日 熊本城マラソン大会でのランナー応援 7
19日～20日
インターンシップ受け入れ 8



6 囲碁ボール大会を開催し、参加した地域の皆様（200名）との交流を深めました。



5 毎年恒例の年金旅行において、今年は「和倉温泉『加賀屋』」に泊まる加賀百万石の歴史に触れる北陸美食の旅を実施しました。



8 大学生をインターンシップとして受け入れ、定期積金証書作成等の金庫業務を体験していただきました。

「中小企業等の経営改善及び地域密着型金融の取組み状況」につきまして

くましんビジネスサポートプラザ(BSP)の開設について

当金庫は、創業されて間もない方やこれから創業をお考えの方へ、オフィス利用から創業手続き、資金調達等のお悩みをワンストップできめ細かくサポートするインキュベーション（創業支援）施設として、「くましんビジネスサポートプラザ」を平成30年3月に開設し、令和2年度で3年目を迎えます。当施設は、創業予定者及び創業後2年以内の当金庫とお取引のある方、またはお取引可能な方を対象とした初期費用を最大限に抑えたインキュベーションオフィスの利用（月額15,000円）をはじめとして、ビジネスに役立つ様々なセミナーを定期的に開催しております。よろず支援拠点経営相談会も当施設にて行っており、今後も当庫の経営支援シンボルとして様々な取り組みをビジネスサポートプラザ（BSP）より行っていきたくと考えております。



会議室



6席1室

オフィス

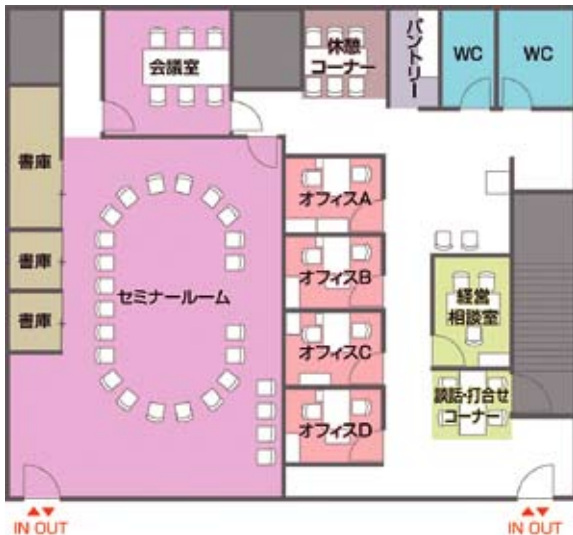


全4室

セミナールーム



26席1室



【利用時間】 平日：9：00～20：30 土・日・祝日：9：00～19：00
※24時間利用ではありませんのでご注意ください。

【利用期間】 最長1年間

【利用料金】 月々15,000円（消費税別途）

月額料金に含まれるもの

- ・専用ブース利用料・共有スペース利用料
- ・インターネット回線利用料
- ・会議室利用料（要予約）
- ・光熱費（電気・水道）

オプションサービス

- ・コピー機使用料 モノクロ 10円/枚
- ・プリンター使用料 モノクロ 10円/枚

【入居対象】 熊本市内、熊本市近郊にお住まいの方

①創業予定者 ②創業後2年以内の方

当金庫とお取引がある方、またはお取引可能な方

【入居審査】 書類及び面接によって可否を判断いたします。

※事業計画等の審査

※審査の結果、ご入居できない場合がございます。

「よろず支援拠点経営相談会」の実施について

当金庫は、「よろず支援拠点」と連携し、平成26年11月より毎月経営相談会を開催しております。中小企業者様の様々な経営課題に対し、豊富な経験を有する専門家が親身になって相談をお受けし、売上拡大、商品開発、経営改善等に適切な改善方法をアドバイスすることで大変ご好評を戴き、多くのお客様が反復継続して相談に来られております。

よろず支援拠点出張相談会は無料でっており、事前に予約を承っております。是非お気軽にご相談下さい。



《2019年度の取組み状況》

『よろず支援拠点経営相談会』

2019年4月3日（第203回）から2020年3月30日（第250回）までの実施回数：48回

相談企業者数：19企業者（2019年度 新規相談企業者のみの累計）

■場 所：くましんビジネスサポートプラザ（BSP） ■開催日：毎月4回 1日5件迄

■時 間：1時間30分個別相談 ■講師：栗田博成氏（熊本県よろず支援拠点コーディネーター）

「当金庫の金融仲介の取組について」

当金庫は、地域の中小企業や個人事業者の皆様のライフサイクルに応じて、創業支援をはじめ、経営支援、事業再生支援に積極的に取り組んでいます。より実効性の高い経営課題解決支援のため、外部支援機関との連携による支援の充実にも重点的に取り組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク（2019年度）

■ 当金庫が関与した創業件数

当金庫が関与した創業件数	46件
当金庫が関与した第二創業件数	0件

■ 販路開拓支援を行った先数

地元	地元外	海外
43社	0社	0社

■ 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	43社
------------------------	-----

■ 事業計画に記載されている取引先の本業支援に関する施策の内容

経営計画書 経営支援室
「熊本県よろず支援拠点と連携したよろず支援拠点経営相談会の継続的開催」

■ リスク管理債権額（地域別）

（単位：億円）

債権種別	地元（熊本市及び周辺地域）
3ヶ月以上延滞債権	0.00
貸出条件緩和債権	0.00
延滞債権	18.66
破綻債権	0.39
合計	19.06

「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」（2019年度）

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。なお、2019年度に当金庫において、保証契約を解除した件数は18件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

「経営改善計画書」策定支援の状況および実績

当金庫は、金融円滑化法終了後もその趣旨を踏襲し、条件変更の継続を含む金融支援のご相談に、真摯に対応することとしております。経営改善計画策定支援につきましては、お客様の経営課題等を聞かせて頂き、外部支援機関と連携して策定支援を行っています。また、条件変更時に作成した経営改善計画書の進捗状況を把握するために定期的なモニタリングを実施し、業況に応じた最適なソリューションの提案ができるよう心がけております。

条件変更時の経営改善計画書の進捗状況につきましては、下表の通り62先中、売上状況については44先が計画達成、利益状況については22先が計画達成となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による経済収縮等の懸念材料もあるため、各種支援策のご案内等モニタリングを通じて、状況に応じた最適な提案が出来るよう積極的な伴走支援に取り組んでまいります。

■ 条件変更等実施状況

	2018年度	2019年度
条件変更等実施先数	406先	460先

■ モニタリングの状況

	2018年度	2019年度
経営改善計画策定先数	59先	59先
モニタリング実施先数	59先	62先

■ モニタリング実施先の経営改善計画進捗状況

	【売上状況】	(割合)	【利益状況】	(割合)
計画以上、計画通り	44先	(71%)	22先	(35%)
計画未達（達成率80%未満）	18先	(29%)	40先	(65%)

経営改善支援等の取り組み実績

2019年4月～2020年3月

(単位：先数)

(単位：%)

債務者区分	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち	αのうち	αのうち	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	期末に 債務者区分が 変化しな かった先数 γ	再生計画を 策定している 全ての先数 δ				
正常先 ①	3,143	0		0	0	0.0%		—	
要注意先	うちその他 要注意先 ②	275	7	0	7	6	2.5%	0.0%	85.7%
	うち 要管理先 ③	0	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	34	6	0	6	5	17.6%	0.0%	83.3%	
実質破綻先 ⑤	47	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	10	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計 (②～⑥の計)	366	13	0	13	11	3.6%	0.0%	84.6%	
合計	3,509	13	0	13	11	0.4%	0.0%	84.6%	

(注)

- 期初債務者数及び債務者区分は2019年4月当初時点で整理。
- 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含まない。
- βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
- 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
- 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。
- 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
- 「再生計画を策定した先数 δ」 = 「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」 + 「RCCの支援決定先」 + 「金融機関独自の再生計画策定先」

「新規・創業事業資金の取組み状況」について

日本再興戦略に於いて、開業率の達成目標が10%台に設定されている通り、創業・起業は地域活性化においても重要な課題の一つであるととらえております。当金庫としましては、創業を志す方々を後押しするため円滑な資金供給に努めてまいりました。また、当金庫は、国の支援施策等の情報提供を行いつつ「つなぐ力」によって各関係機関との連携を図り、創業・起業の方々の支援を積極的に行っていく方針としております。

新規・創業事業資金の取組み状況

年度	取扱い件数	新規・創業事業のご計画金額（千円）	ご融資金額（千円）
2018年度	46件	571,372	322,900
2019年度	46件	803,227	465,100

新規・創業事業資金の主な業種別取扱い件数

年度	建設業	製造業	卸売業	小売業	不動産業	運輸通信業	サービス業	その他
2018年度	4件	1件	—	10件	4件	1件	16件	10件
2019年度	12件	2件	—	6件	2件	—	16件	8件

「成長段階における支援状況」について

当金庫は、地域密着型金融推進の一環として、成長段階にある企業の支援にも積極的に取り組んでおります。得意先係の定期的な訪問活動を中心に、「事業者アンケート」や「経営相談会」を実施してお客様ニーズの把握に努め、各種セミナーの開催、相談内容に応じた各関係団体の紹介、補助金・助成金の案内及び申請手続き支援、クラウドファンディングの案内、各種制度融資の提案等を行い、成長段階にある事業者様のお役に立てることを心がけております。

事業性評価への取組みとして、事業者様に対する、よりきめ細やかで円滑な資金供給を行うために、財務データや担保・保証に過度に依存することなく、事業者様との対話により事業内容や成長可能性などを適切に評価することに努めてまいります。その上で事業性を重視した融資や、外部支援機関等と連携した取引先企業のライフステージに応じた様々な成長支援策、経営課題解決策を提案してまいります。

第3回こどもお仕事体験イベント 「グッジョブ！やるキッズ！」を開催しました。

協力企業様のお仕事を小学生に体験してもらい、仕事のやりがいや魅力を伝える イベントを、2019年11月10日に新市街アーケード特設会場で開催しました。

イベントには、当金庫を含め22企業が参加し、628名の子供達に様々な職業を体験してもらいました。お仕事体験の後には、体験でもらった仮想通貨（GON）とお菓子を交換することで、社会のお金の流れを疑似体験していただきました。参加企業様、お客様にも大変好評なイベントであり、地域活性化の一つとして、今後も開催したいと考えております。



やるキッズ会場風景

「第8回経営力UPセミナー」及び異業種交流会を開催いたしました。

当金庫では、中小企業者等の経営基盤の強化、創業の促進、販路の拡大等に関する経営支援を実施しております。その一環として、2020年2月7日に中小企業経営者の皆様を対象とした経営力UPセミナーを開催しました。

セミナーには26名のお客様が参加され、講師の増田葉子氏（特定社会保険労務士）より「雇用調整助成金について」と栗田博成氏（熊本県よろず支援拠点コーディネーター）から「事業承継、後継者が経営危機に対応できる切り札！危機突破の3つのポイント」の講義が行われました。参加されたお客様からは「キャリアアップ助成金は興味があり大変参考になった」、「自社の課題に合った内容で共感出来た」など、多数の感謝のお言葉をいただきました。また、異業種交流会には22名のお客様が参加され、それぞれの経営課題や将来のビジョンについて語り合っていたいただき、情報交換を通じて新たなビジネス機会が進展するなど、大変盛況な交流会となりました。



セミナー会場風景

くましんビジネスサポートプラザ（BSP）での取組み

くましんビジネスサポートプラザ（BSP）では経営者の皆様に役立つセミナーを無料で行っており、2018年3月の開設から2020年3月末迄で合計50回のセミナーを実施しています。

外部関係機関と連携したセミナーも積極的に行っており、日本政策金融公庫と連携した創業者向けの「創業セミナー個別相談会」や、熊本市産業振興課と協力して大学の研究成果と事業者のニーズを結びつける「産学連携マッチングイベント ラウンドテーブル」、中小企業基盤整備機構と連携した「中小企業大学校サテライト・ゼミ」、熊本県よろず支援拠点と連携した「女性企業家応援セミナー」等の創業や売上拡大、クラウドファンディング活用法等のセミナーを開催しています。



セミナー会場風景

新型コロナウイルス感染症により影響を受けているお客様へ、補助金・助成金を含めた様々な支援策の案内を行っております。

当金庫はコロナ禍による緊急の資金繰り支援のため、特別相談窓口の開設及び休日電話相談窓口の設置を行い、国の経済対策に基づく各融資制度の提案や、新型コロナウイルス感染症対策補助金・助成金の案内を行っております。

「2019年度 中小事業者アンケート調査結果の報告」について

当金庫取引事業者の皆様に対して、毎年アンケート調査を実施いたしております。
アンケートでは「現在の経営課題」「今後望む方向性」等についてお尋ねしております。
(回答集計結果は下記のとおりです。なお、回答率は小数点切り捨てとなっております。)

《現在の経営課題について》

	回答数 (複数回答)	回答率
・事業承継、経営指針の踏襲もしくは打開	71	29%
・受注単価、原価管理面の見直し	58	24%
・財務面の後退感(売上、利益、資金繰り面、代金回収、為替影響)	90	37%
・借入金の軽減化、改善余地の有無	62	25%
・企業基盤の不安定化(業界全体の流れや景況面に対して)	37	15%
・公共工事の圧縮や大手の影響など 同業者間の競争激化状況	22	9%
・商品・資材・原材料の価格高騰や在庫不足の影響	29	12%
・コスト競争力と採算性の向上	37	15%
・店舗・工場・設備・機械・器具等の老朽化・狭小・不足・過剰	32	13%
・生産、加工技術面の後退化	4	1%
・人員、人材面の状況、影響(過剰・不足)	69	28%
・新技術、新商品の開発による需要創造	15	6%
・その他	8	3%

《今後望む方向性について》

	回答数 (複数回答)	回答率
・販路を開拓・拡大したい	127	52%
・新商品・新製品を開発したい	31	12%
・他業種、他業態への進出を検討したい	19	7%
・技術や業務上のパートナーがほしい	18	7%
・ビジネスモデルを構築したい	24	9%
・事業承継、後継者の育成を図りたい	61	25%
・人材の育成、確保を図りたい	85	35%
・新商品・新製品・工法を開発する方法が知りたい	2	0%
・新商品・新製品・工法・技術面に関する情報がほしい	2	0%
・製品・商品・工法等の改良をしたい	2	0%
・店舗・工場・機械・設備・装置等の移転・改装・増設・機能を高めたい	26	10%
・製造・土木建設等における新しい技術・工法を身につけたい	2	0%
・新製品等にかかる資金を確保したい	2	0%
・ビジネスマッチングの機会があれば参加したい	19	7%
・農業分野への参入や農業分野との提携を検討したい	7	2%
・海外との取引拡大や海外進出等を検討したい	9	3%
・経営財務に関する情報・アドバイスがほしい	32	13%
・特になし	15	6%
・その他	3	1%

《今後望む方向性の推移》	2017年度 回答	2018年度 回答	2019年度 回答	前回の 増減
・販路を開拓・拡大したい	43%	47%	52%	5%
・新商品・新製品を開発したい	9%	8%	12%	4%
・他業種、他業態への進出を検討したい	6%	7%	7%	0%
・技術や業務上のパートナーがほしい	11%	10%	7%	-2%
・ビジネスモデルを構築したい	7%	9%	9%	0%
・事業承継、後継者の育成を図りたい	23%	19%	25%	5%
・人材の育成、確保を図りたい	48%	39%	35%	-4%
・新商品・新製品・工法を開発する方法が知りたい	2%	1%	0%	0%
・新商品・新製品・工法・技術面に関する情報がほしい	3%	4%	0%	-3%
・製品・商品・工法等の改良をしたい	1%	1%	0%	0%
・店舗・工場・機械・設備・装置等の移転・改装・増設・機能を高めたい	15%	10%	10%	0%
・製造・土木建設等における新しい技術・工法を身につけたい	2%	3%	0%	-2%
・新製品等にかかる資金を確保したい	3%	2%	0%	-1%
・ビジネスマッチングの機会があれば参加したい	8%	9%	7%	-1%
・農業分野への参入や農業分野との提携を検討したい	2%	0%	2%	2%
・海外との取引拡大や海外進出等を検討したい	2%	2%	3%	1%
・経営財務に関する情報・アドバイスがほしい	12%	8%	13%	5%
・特になし	6%	8%	6%	-2%
・その他	0%	1%	1%	0%

【総括】

今回のアンケート調査回答の集計結果は、以下の通りとなっております。

《現在の経営課題》については、

- ・財務面の後退感（売上、利益、資金繰り面、代金回収、為替影響）（37%台）
 - ・事業承継、経営指針の踏襲もしくは打開（29%台）
 - ・人員、人材面の状況、影響（過剰・不足）（28%台）
- の回答が高い割合を占めています。

また、前回に比べ減少している項目は、

- ・商品・資材・原材料の価格高騰や在庫不足の影響
- ・人員、人材面の状況、影響（過剰・不足）
- ・新技術、新商品の開発による需要創造

となっています。なお、

- ・財務面の後退感（売上、利益、資金繰り面、代金回収、為替影響）
- の回答が前回から最も伸長する結果となりました。

《今後望む方向性》については、

- ・販路を開拓・拡大したい（52%台）
- ・人材の育成、確保を図りたい（35%台）
- ・事業承継、後継者の育成を図りたい（25%台）

の回答が高い割合を占めています。

また、前回に比べ減少している項目は、

- ・技術や業務上のパートナーがほしい
- ・人材の育成、確保を図りたい
- ・新商品・新製品・工法を開発する方法を知りたい
- ・新商品・新製品・工法・技術面に関する情報がほしい
- ・製品・商品・工法等の改良をしたい
- ・店舗・工場・機械・設備・装置等の移転・改装・増設・機能を高めたい
- ・製造・土木建設等における新しい技術・工法を身につけたい
- ・新製品等にかかる資金を確保したい
- ・ビジネスマッチングの機会があれば参加したい

となっています。なお、

- ・事業承継、後継者の育成を図りたい

の回答が前回から最も伸長する結果となりました。

今回のアンケート集計結果は 各営業店へフィードバックし、各事業者の課題である「売上増加・収益増加・経営財務改善等」に向けたコンサルティング機能を一層発揮のうえ、「ソリューションの提案」、「ビジネスマッチング」、「コラボ産学官」会員への誘導による大学への紹介・共同研究相談等、「相談機能の充実」に向け役立てることとします。また、当金庫の既存取引先への資金需要（融資）や未取引先への勧誘、経営改善計画策定のサポート等の営業店取組みの資料として活用し、外部機関とも連携のうえ、経営支援の取組み強化を図っていきたいと考えております。

組織化に向けた取組み

これまでも、当金庫は各支店単位でスポーツ大会（グランドゴルフ・ゴルフ等）や税理士の先生等との勉強会などを通して各営業店のお客様との交流を図ってきており、各地域の行事へも積極的に参加してまいりました。また、年金受給者の皆様に対しましては、「くましん寿会年金旅行3泊4日コース」「くましん寿会日帰りバスツアー」を実施し、皆様との絆をしっかりと築きあげております。

地域の活性化は、当金庫にとりましても重要なテーマであり、そのために協力していくことは社会的な使命の一つであると考えております。地域の方々と共に、社会貢献活動を通して、今後も地域コミュニティ作りには積極的に協力していく方針です



宇土地蔵祭りにて



くましん寿会日帰りバスツアーにて

「コラボ産学官熊本」の取組み

中小企業の技術開発・サポート等の支援を行う目的で、「コラボ産学官熊本」として、県内4信用金庫が連携して活動をしております。

「コラボ産学官熊本」は、技術相談・事業支援等の連携は勿論のこと、情報交流・発信を活発にするために年1回「交流研究会」「懇親会」を開催し、講演並びに会員企業PRのプレゼンテーションの実施や、製品・商品等の展示ブースを設営してビジネスマッチングの機会を増やすなど、多くの取組みを行っております。

2019年度の活動について

- 2019年 5月16日 「平成30年度通常総会」を開催しました。
- 2019年11月 7日 「第5回しんきん合同商談会視察ツアー」を行いました。
- 2020年 2月14日 「コラボ産学官熊本 第16回交流研究会」を懇親会と共に開催しました。

学生によるプレゼンテーション 2グループ
女性起業家によるプレゼンテーション 3名

今後も国・地方公共団体、大学等研究機関と力を合わせ、県内企業の事業発展ならびに県産業の活性化を図って参ります。

（協力機関：熊本県、熊本県工業連合会、熊本県商工会議所連合会、熊本大学、熊本県立大学、熊本学園大学、崇城大学、東海大学九州キャンパス、熊本高等専門学校）

当金庫の概要

(2020年3月末現在)

創 業	大正12年8月29日
出 資 金	1,087百万円
預 金	163,836百万円
貸 出 金	91,908百万円
会 員 数	16,092名
店 舗 数	16店舗
職 員 数	153名
営 業 区 域	熊本市、宇土市、八代市、 荒尾市、山鹿市、菊池市、 玉名市、宇城市、阿蘇市、 合志市、上益城郡、 下益城郡、八代郡、菊池郡、 阿蘇郡、玉名郡

役員一覧

(2020年6月末現在)

会 長	品 川 良 照
理 事 長	井 星 伸 一
常 務 理 事	橋 本 雅 彦
常 勤 理 事	吉 村 敏 幸
常 勤 理 事	真 子 秀 樹
常 勤 理 事	濱 崎 宏 紀
理 事	吉 村 浩 平 (*1)
理 事	益 田 敬 二 郎 (*1)
常 勤 監 事	桑 原 昭 彦
監 事	椿 喜 久 雄 (*2)

(*1) 理事 吉村 浩平、益田 敬二郎は、信用金庫業界「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

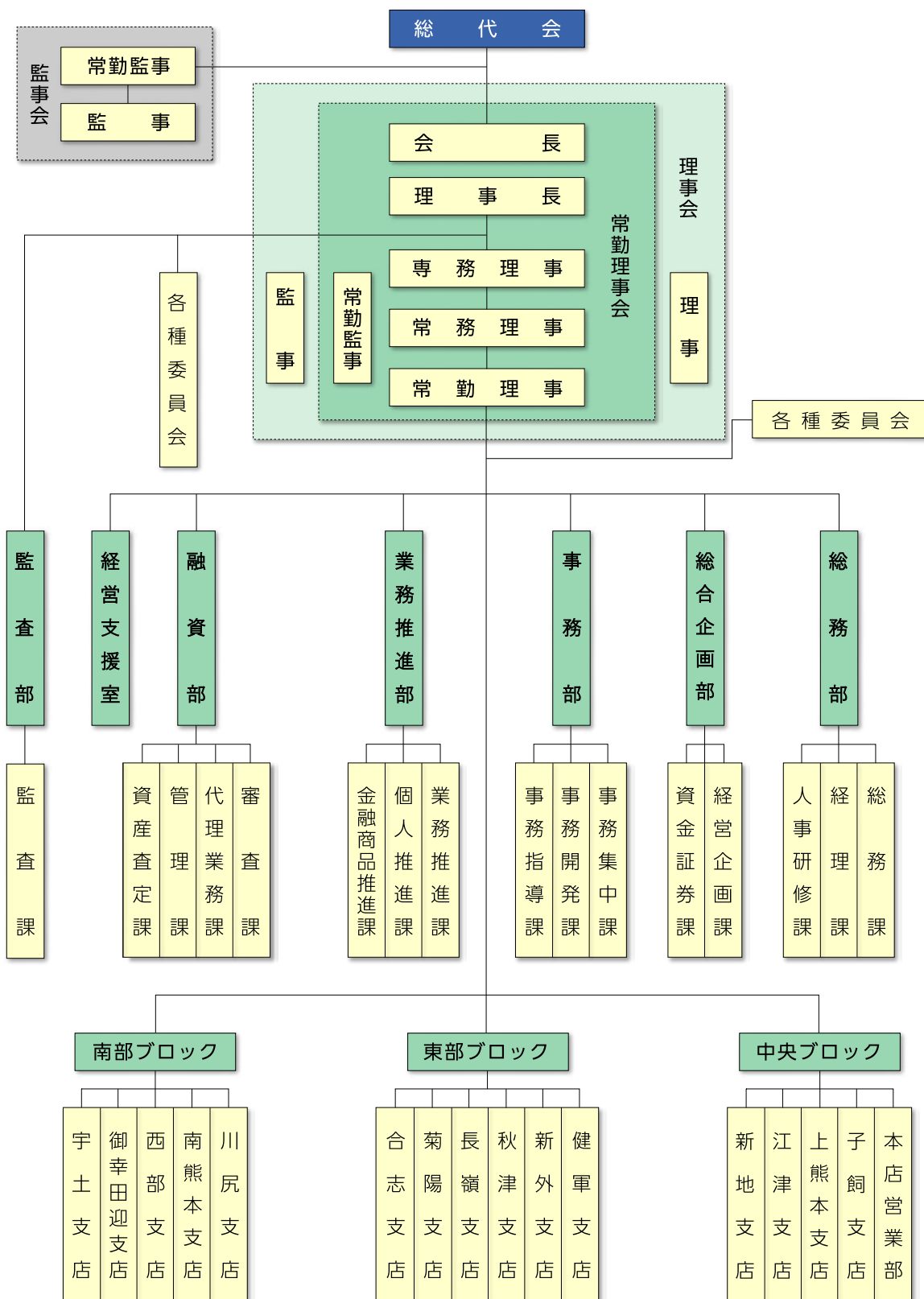
(*2) 監事 椿 喜久雄は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

監査法人の名称

くまもと監査法人 (2020年6月末現在)

主要な事業内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(7)において同じ）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）、又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 有価証券の私募の取扱い
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等
 - (9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (16) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (3) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (4) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (6) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務



総代会制度

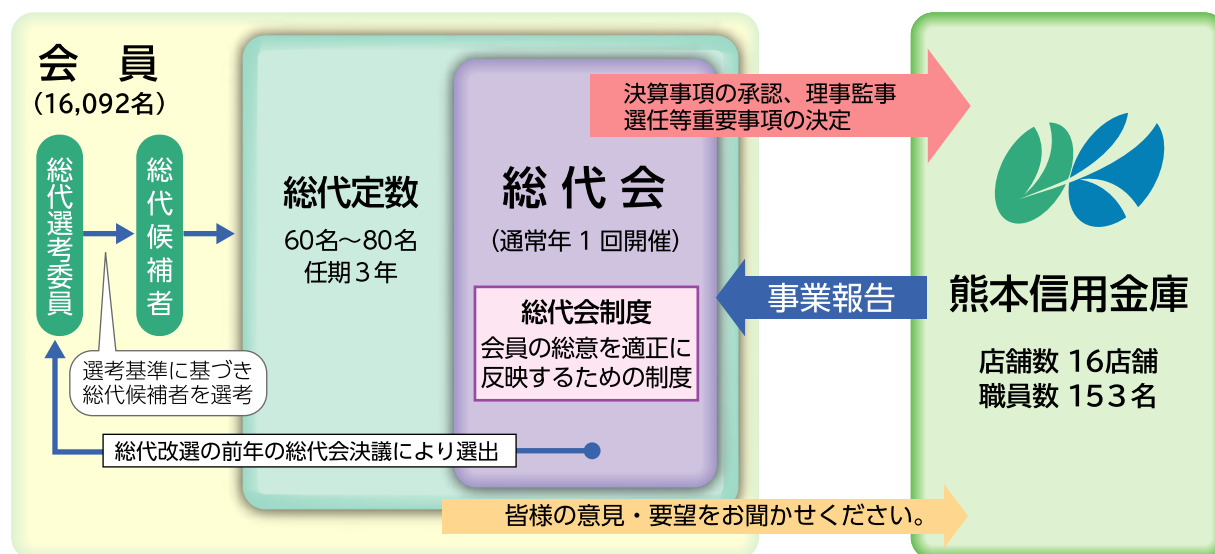
① 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にしており、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

【総代会のしくみ】



② 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以上80人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、2020年3月31日現在の会員数は16,092人です。

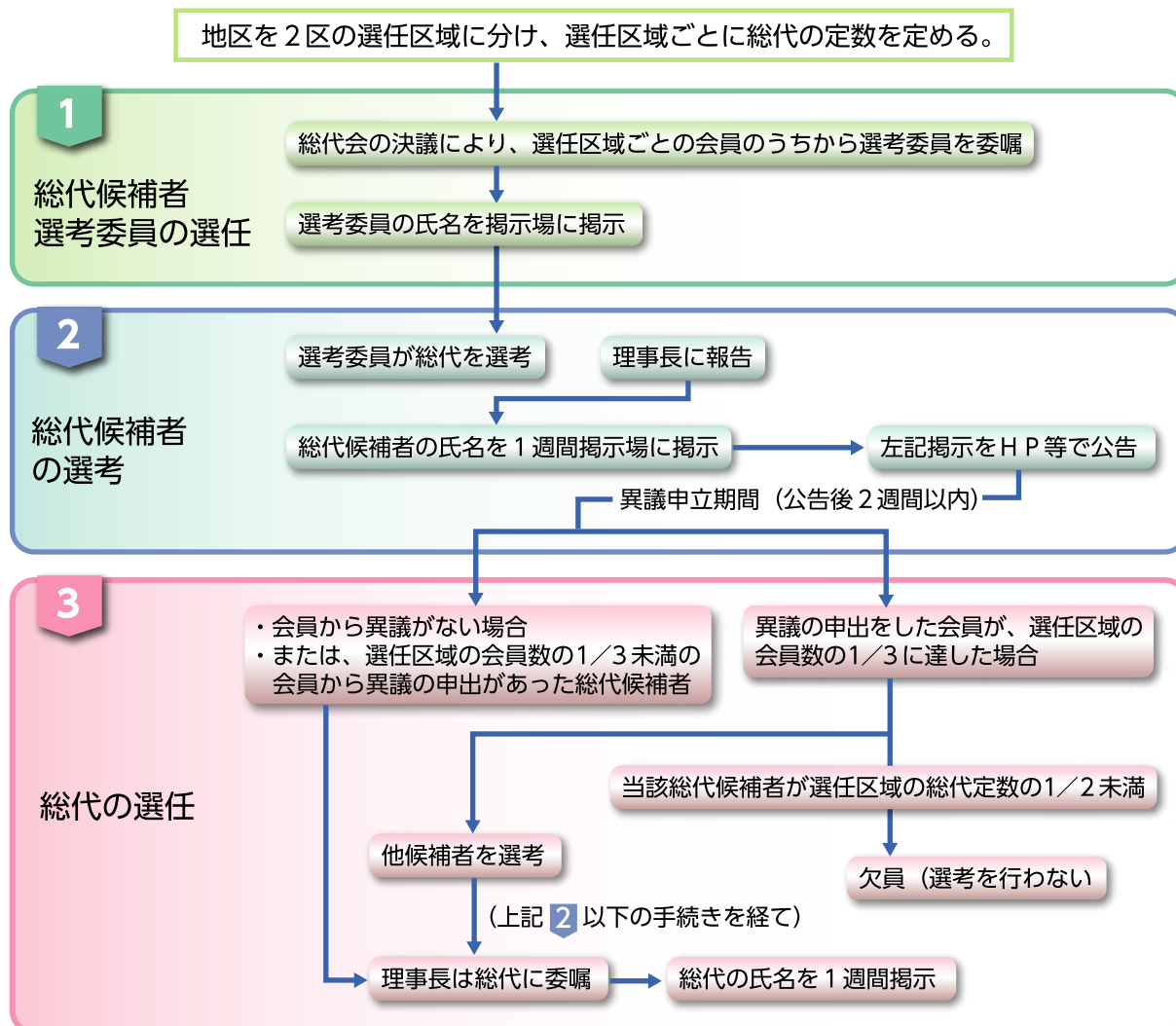
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次ページ図解のとおりの手続きを経て選任されます。

（注）総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・良識を持って正しい判断ができる方
 - ・人格、見識に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続きについて



③ 総代会の決議事項

開催日 2020年6月25日

第69回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

① 報告事項

第88期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)「業務報告」「貸借対照表」「損益計算書」報告の件

② 決議事項

第一号議案	第88期「剰余金処分案」承認の件
第二号議案	「会員」除名の件
第三号議案	理事選任の件
第四号議案	監事選任の件
第五号議案	退任役員への退職慰労金贈呈の件

④ 総代の氏名等

(2020年6月末現在)

1 区 白川以北			
池田 栄二	上村 日出男	内田 貴士	江カ 隆範
大堂 正人	鬼塚 龍彦	金光 慎一郎	川口 良彦
城門 維文	後藤 英夫	美子	竹内 博
田尻 雄二	富山 竜一	豊永 哲人	永野 昭一
中村 修	中村 吉宏	中山 泰男	西浦 栄一
萩原 幸夫	花城 強	原本 栄興	東 龍三郎
平島 孝典	平山 忠幸	松島 昭治	水野 和敏
村上 泰典	米田 十九三	和田 徹志	
2 区 白川以南			
石坂 孝光	石坂 敏明	井上 良一	太田 力夫
岡部 芳告	甲斐 光也	甲斐 美由紀	加藤 義人
國元 務	古賀 靖章	笹原 博次	瀬倉 将司
高田 俊宗	武田 昭夫	多田 和弘	徳永 國浩
富田 徹也	沼川 一彦	林 裕之	廣野 鉄雄
福島 雄二	松尾 孝	室中 照美	横溝 昌司
横溝 康秀	吉田 強	吉村 謙太郎	吉村 敏
鷲山 法雲	渡邊 健		

※氏名の後の数字は総代への就任回数
(個人情報保護の観点から、お名前の掲載につきましては皆様のご承諾をいただいております。)

(50音順)

⑤ 総代構成比

業種別	製造業	建設業	卸小売業	サービス業	不動産業	その他	計
	4人	18人	10人	14人	9人	6人	61人
年代別	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
	0人	5人	15人	15人	26人	0人	61人
就任回数	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目以上	計
	10人	9人	5人	10人	10人	17人	61人

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	111

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中退任者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」85百万円、「賞与」7百万円、「退職慰勞金」19百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

金庫概況

2019年度の業績

預 金

2020年3月期末の預金残高は163,836百万円となり、期首比338百万円の増加となりました。

内訳は、流動性預金が2,746百万円増加し、定期性預金は2,408百万円の減少となっております。

流動性預金に関しましては、2019年度もインターネットバンキングの導入などをすすめ、平残増加へ力を入れて参りました。2016年2月に日銀のマイナス金利政策が導入され、市場の金利引き下げがおこったため、預金への関心が薄れ始め、個人預金の一部に、他の高利回り商品への流出も見受けられました。

定期性預金に関しましては、「懸賞金付定期預金キャンペーン」等を実施しましたが、満期による払出等も見受けられ、小口定期預金の減少により、定期性預金残高減少となりました。しかしながら、相続預金を対象とした「相続定期預金」や退職者向けの「退職金専用定期預金」をはじめとして、年金受給者向け商品であります「寿定期預金」や子育て支援商品の「多子家族応援定期預金【子宝】」等の金利上乘せ預金商品につきましては、2019年度も好評を博し、地域の皆様から多くのご支持をいただきました。

今後は、将来の人口減少問題も強く意識し、基盤拡充を実現すべく、取引軒数増加と複合取引の増強を推進し、引き続き基幹商品である定期積金や小・中口定期預金の取り組みに注力して預金増強に努めて参ります。

貸 出 金

2020年3月期末の貸出金残高は、91,908百万円となり、期首比2,238百万円の増加となりました。

内訳は、営業店全体で1,686百万円の増加、公金で552百万円の増加となっております。年度当初は熊本地震による復興需要の反動があったものの、日本政策金融公庫と連携した第2弾「くましん地方創生ローン」および新型コロナウイルス感染症拡大による対策のひとつである熊本県信用保証協会保証付「新型コロナ関連制度融資」に取り組んだ結果、法人向けの融資が増加しました。また、個人向け貸出の減少対策として、2019年1月に全期間固定金利型住宅ローンを商品ラインナップに追加したことで、住宅ローンについては期首比801百万円の増加となりました。

当金庫は、地域に根差し、きめ細かな金融に徹することで、地域の皆様から信頼をいただき、育てられてきました。それは、地域経済発展のために、起業支援、創業間もない企業の育成、成長期の企業への資金応需など、企業のライフサイクル、個人のライフステージに合わせた質の高いサービスを提供してきた結果と自負しております。

今後もフットワークを活かし、「人間力」・「スピード力」・「目利き力」・「つなぐ力」を強化して、コンサルティング機能を充実させて参ります。また、本部では月に4回のペースでくまもと産業支援財団よりコーディネーターに来ていただき、営業店のお客様向けに「よろず支援拠点出張相談会」を開催し、お客様ごとの悩みや相談の解決に積極的に取り組んでいます。地元の皆様に信頼され、最も身近で相談しやすい、安心して頼れるパートナーとなれるよう精進を重ねてまいりますと共に、利便性の高い事業性資金や個人リテール資金の安定供給と取扱増加に努めながら、お客様方や地域の発展・活性化に繋がる営業活動を行うことで貸出金の増強に繋げて参ります。

損 益

年度初めからの積極的な融資推進に加え、年度末には新型コロナウイルスの影響により資金繰りが逼迫し始めてきた取引先に対して積極的な金融支援に取り組んだ結果、2019年度の貸出金残高は91,908百万円（対前期比2,238百万円の増加）となりました。そのため、貸出金利息収入につきましても前年より増加することが出来、投資信託の期限償還配当があった有価証券利息配当金等と合わせ、資金運用収益は2,317百万円（対前期比57百万円の増加）となりました。一方の預金につきましては、全体としては増加したものの、定期性預金は減少したため、資金調達費用は対前期比で5百万円の減少となり、資金運用収支は対前期比で62百万円の増加となっております。

経費につきましては、昨年10月より施行された消費税率引き上げの影響により税金がやや増加したものの、人員減少および退職給付費用減少の影響により人件費が減少したことで、全体としては58百万円の減少となりました。また、償却債権取立益や睡眠預金の雑益繰入額が前期に比べ減少したものの、株式等売却益を41百万円計上したため、経常利益は525百万円（対前期比118百万円の増加）となりましたが、今期より法人税等の納付が再開されたことで当期利益は386百万円（対前期比22百万円の減少）となりました。

自己資本比率

2019年度の自己資本比率は10.09%となりました。今期は自己資本比率の分母となるリスクアセット額が、貸出金残高増加（期首比2,238百万円の増加）の影響で前期比2,125百万円増加の77,547百万円となったものの、今期も内部留保の積み増しができ、比率の分子となる自己資本額が、前期比233百万円増加の7,828百万円となったため、前期の10.06%に比べて0.03%上昇し10.09%となりました。

なお、2019年度の自己資本比率の開示にあたっては、2014年3月31日より適用された新規制に基づいて開示しており、認められている経過措置を採用しております。また、自己資本比率の国内基準は4.0%以上ですが、当金庫の比率は本年度もこれを大幅に上回っており、十分な健全性が確保されております。

反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守しています。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応について

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため「業務運営体制・内部規則」を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は60ページ参照）または総務部（電話：096-326-9419）で受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

法令等遵守(コンプライアンス)への取組みについて

「コンプライアンス」とは、法令をはじめとして企業内の諸規程、更には確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。信用金庫は、地域に根差した金融業務を行っており、公共的使命と社会的使命を負っているため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

地域のお客様から寄せられる信頼こそが、当金庫の発展の礎でもありますことから、役職員一人ひとりがコンプライアンスに対して強い意識をもち、誠実に業務に邁進することが必要ですが、それとともに、各職員がそれを認識し実践してこそ法令遵守態勢が有効に整備・確立されるものと考えております。コンプライアンス委員会が中心となってそれらの整備・確立のため、日々、指導に努めております。また、当金庫のコンプライアンスマニュアル「私たちの行動規範」に基づいた研修を各店・各部署において実施しております。

内部統制システムの整備について

当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号及同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針として、理事会で決議した下記「内部管理基本方針」に則って、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスに対する基本方針と組織体制、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる通報・相談窓口を設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管保存期限、廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」及び「保存年限表」に基づき、適切な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適切な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定する。
- (2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門（以下、「リスク統括部門」という。）及びリスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- (3) リスク統括部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- (4) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常勤理事会規程」に定める。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常勤理事会、各種委員会及び担当理事の判断に委ねる。

5. 当該金庫の監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における、当該職員に関する事項

- (1) 当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置する。
- (2) 監事はその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員（以下、「理事等」という。）は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
- (2) 理事等は、当庫に著しい損害を及ぼす事実等、当庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
- (3) 監事は、業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、当金庫の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫は、公益通報者制度等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを公益通報者規程に定めたいうで当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- (2) 当金庫は、報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 当金庫は、公益通報保護に関する規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。

9. 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (3) 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- (4) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適切な監査の実施に努める。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

附則 平成19年6月8日制定 平成27年6月9日改定

リスク管理への取組みについて

金融の自由化、国際化の進展にともない、信用リスクをはじめとして事務リスク、システムリスク、市場リスク、流動性リスクなどのさまざまなリスクが金融機関を取り巻き、信用金庫の経営にも影響を及ぼす機会が増大しております。刻々と変化する経済環境の中で経営の健全性を維持し、地域社会の負託に応え、期待される機能を発揮していくためには、このような多様化し複合化していくリスクの正確な把握と管理体制を確立する必要があります。そこで当金庫は、次のようなリスク管理を実施しています。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少したり、消失したりして、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫はこのようなリスクに対応するために、適切な審査・与信管理を行い、更にリスク分散の徹底、信用リスク額の適正化を図り、適正な収益の維持・確保により経営の健全性を高めることとしております。そのために当金庫では業務推進部門と貸出審査部門を分離し、厳格かつ適切な管理体制を取っております。また、融資業務を行うにあたり遵守されるべき規範、与信リスク管理に関する基本方針等として、信用リスク管理要領を制定しております。与信案件の取上げにおいては、取引先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のもつ個別リスクや業種別リスク特性等を踏まえて適切に審査しております。更に与信集中リスク(グループ含む特定大口先、業種)等に対してもクレジット・リミットを設定するなど厳格な管理を行っております。また、貸出実行後の信用リスクの期中管理につきましては、定例訪問によるモニタリングの強化、継続を通して取引先の業績、財務状況、定性面等の変化、推移を時系列的に把握し、不良化の予兆等を早期に察知することで、不良債権化の防止、資産の健全性の維持、向上を図っております。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正処理により、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、監査部が本支店に対して定例的に臨店監査を実施する一方、正確かつ迅速な事務処理と事務事故の発生を未然に防止するために、事務指導課による徹底した職員の指導教育を行っており、合わせて事務規定等の見直しや整備も継続的に進めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウンや誤作動等、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることを原因として起こり、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、基幹となりますオンラインシステムにつきましては、加盟している一般社団法人しんきん共同センターのシステムを利用しており、十分なバックアップ体制をとっております。更に「コンティンジェンシープラン」「情報資産保護に関する基本方針」「個人情報保護法」等に基づく緊急事態等への対応や、情報資産の保護管理体制の整備を徹底することで、金庫内ネットワーク等の情報セキュリティ対策への対応、継続的なサイバーセキュリティ対策の実効性強化に関しても、事務開発課が徹底した指導を行っております。

市場リスク・流動性リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスク・ファクターの変動によって、保有する資産の価値が変動して金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。また流動性リスクとは予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされたり、資金繰り自体に支障を来すリスクのことをいいます。これらのリスクに対処するためには、金融環境の変化を予測し、各種リスクの管理と収益のバランスをとりながら、預貸金に代表される負債と資産を総合的に管理することが必要となってきます。この管理をALM(資産・負債総合管理)といいますが、当金庫は、刻々と変化していく金融環境に対処するため、月次ベースでシミュレーションを実施しており、毎月の収益状況の把握と将来的な収益予測、流動性リスクの計測、金利・価格変動リスクの計測等を行っております。そして、その結果を踏まえ、常勤理事会等において各種の経営施策を検討しております。

営業のご案内

預 金

預金の種類	内容・特色
定期預金	当金庫の全預金商品中、最も有利な利率を提供します。
スーパー定期預金 (スーパー300)	1,000万円未満の資金を有利に運用。期間は1カ月から5年までの中から自由にお選びいただけます。
大口定期預金	1,000万円以上の資金のための安全で有利な定期預金。1カ月から5年までの中から自由にお選びいただけます。
変動金利定期預金	1年・2年・3年の3種類。期間中、半年ごとに利率が見直される、時代の先を読む定期預金です。
期日指定定期預金	1年複利で利回りの高い定期預金です。金額は300万円未満、期間3年以内で、1年経過後は1ヶ月前のご通知で、いつでも満期日が指定できます。
定期積金	毎月、定期的に一定額をコツコツお積立、目標に合わせた資金作りが出来ます。
スーパー積金	期間は1年～5年。目的に合わせて期間・掛金を決められます。
ジャンボ積立預金	定期積金と積立定期が1冊の通帳にセットされていますので、ボーナス併用積立に最適です。
普通預金	お財布代わりにお気軽に出し入れできる預金です。公共料金、各種クレジット等の自動振替や給与・年金・配当金等の自動受取ができます。
無利息型普通預金 (決済用普通預金)	内容は普通預金と変わりませんが、利息の付かない無利息預金です。決済用の資金と位置付けられるため、預金残高全額が預金保険制度による保護の対象です。
貯蓄預金	定期預金に負けない高金利。残高が増加するごとに金利が有利になる5段階金利設定。スウィングサービス(普通預金との間で自動預け替え)をご利用いただくと一層便利です。
当座預金	小切手や手形によるお支払の決済口座としてご利用下さい。
通知預金	預入期間1週間以上で、短期・有利に運用できます。
納税準備預金	納税を目的とした預金です。お利息に税金がかかりません。
財形預金	給与天引きでしっかり貯める……………一般財形預金 豊かな老後のために……………財形年金預金 マイホームのために……………財形住宅預金
総合口座	定期預金・普通預金を1冊にセットし、「貯める、使う、借りる」の機能をご利用いただけます。定期預金の90%以内、最高300万円を限度に自動融資がご利用いただけます。

融 資

〔融資の基本方針〕

当金庫は、中小企業や個人事業者の皆様のライフサイクルや利便性に則し、迅速かつ真摯な対応にて新規融資の取組みに努めて参りました。今後も、信用金庫の理念に沿った活動のもとに、お客様の状況を的確に把握し、逸早くニーズを捉え、新規融資や条件変更等のご相談に対応して参ります。又、経営改善計画の策定や経営に関する助言を行うためにも、外部機関との連携を強化し、より一層のコンサルティング機能の発揮を目指し各種支援や金融サービスを通して、中小企業や個人事業者の健全なる発展・育成に貢献して参ります。

■ 事業者向けローン

ローンの種類		ご利用目的 他	ご融資金額	ご返済方法・期間
一般のご融資	手形割引	一般商業手形及び電子記録債権を割引いたします。	ご融資金額や期間等の詳細については融資窓口へご相談ください。	
	手形貸付	仕入資金など短期運転資金にご利用下さい。		
	証書貸付	設備資金など長期の資金にご利用下さい。		
当座貸越	ビジネスカードローン「ヴァリュエーション」	中小企業、個人事業主の方の事業資金としてご利用いただけます。担保不要で貸越設定額に応じた定額払い方式の便利な当座貸越ローンです。	100～500万	2年（更新可能）
	事業者カードローン	中小企業、個人事業主の方の運転資金等にご利用いただける当座貸越のローンです。	1,000万円以内	1年又は2年（更新可能）
制度融資	熊本県制度	金融円滑化特別資金・小規模事業者おうえん資金・創業者支援資金・短期資金・チャレンジサポート資金他	各種の制度融資を取扱っており、ご融資金額や期間等の詳細については融資窓口へご相談ください。	
	熊本市制度	経営向上小口資金・小口資金・創業サポート資金・経営安定特例資金・経済環境変動対策資金 他		
	保証協会制度	経営安定関連保証制度(セーフティネット保証)・小口零細企業保証・流動資産担保融資保証制度・税理士推薦保証(チャレンジ500)・くまもと連携支援保証他		
くましんビジネスローン	創業支援特別ローン	創業又は新規事業の開業、あるいは事業拡張に必要な運転・設備資金です。	500万円以内	運転5年以内 設備7年以内
	企業再生特別ローン	事業の改善、あるいは再生に取り組むために必要な運転資金です。	500万円以内	7年以内
	サポートⅠ	潤沢な資金により前向きな事業展開を目指していただくための運転・設備資金です。	1,000万円以内	運転3年以内 設備5年以内
	サポートⅡ	適正な事業展開を行い、当庫の基準とする評点を満たす法人事業先(既存・新規)に対する運転・設備資金です。	1,000万円以内	運転5年以内 設備7年以内
	補助金つなぎ融資	国が中小企業振興政策として予算決定した補助金交付予定の方に対し、補助金交付までの間の事業資金に利用していただくための、つなぎ資金です。	補助金交付額の範囲内	補助金交付までの期間
	くましん太陽光発電サポートローン	個人・法人が太陽光発電設備設置費用にご利用いただける資金です。	100万円以上	最長20年以内
	くましん農業経営支援ローン「大地」	農業経営に必要な運転・設備資金です。	100万円～6,250万円	7年以内
代理貸付	政府系金融機関等の取扱窓口として次の各機関の代理貸付業務を取扱っております。 日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構など	代理貸付取扱機関、ご融資金額、期間等の詳細については融資窓口へご相談ください。		

■ 個人向けローン

ローンの種類		ご利用目的 他	ご融資金額	期間等
住宅ローン	変動金利型	住宅の新築、増改築資金に、また、土地、建売住宅、マンション、中古住宅等の購入資金にご利用頂けます。	1億円以内	35年以内
	固定金利型		8,000万円以内	10年超35年以内
	全期間固定金利型	500万円以内		
	借換・リフォーム専用ローン（絆）		他行住宅ローンの借換資金またはリフォーム資金にご利用頂けます。	
カードローン	一般保証（各種）	自由です（事業資金、旧債返済資金は除きます）	300万円以内	3年（更新可能）
	教育カードローン	学生生活で必要とする資金。	500万円以内	在学中はカードローン、卒業後は10年以内で分割返済
	新教育カードローン	学校納付金その他必要な教育資金。	500万円以内	在学中はカードローン、卒業後は10年以内で当座貸越契約のまま返済（全期間当座貸越契約型）
	「きゃっする」	自由です（事業資金は除きます） 毎月の返済額が貸越残高毎で異なる、 利用しやすい設定です。	500万円以内	3年（更新可能） 毎月の返済額（貸越残高30万円まで：5千円、50万円まで：1万円、70万円まで：1.5万円、100万円まで：2万円、200万円まで：3万円、300万円まで：4万円、500万円まで：5万円）
個人ローン	教育プラン	大学・短期大学等の入学金・授業料等の納付金にご利用頂けます。	1,000万円以内	16年以内
	教育ローン「咲（えみ）」	高校・専門学校・大学等の受験費用・入学費用・在学費用等にご利用頂けます。	200万円以内	10年以内
	しんきん個人ローン	自由です（事業資金、投機的性格の資金、旧債返済資金は除きます）	500万円以内	10年以内
	カーライフプラン	自家用車の購入資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	10年以内
	マイカーローン	自家用車の購入資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	10年以内
	リフォームプラン	家屋の増改築、車庫、門扉等の修理にご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内
	フリーローン「パレット」	自由です（事業資金、旧債返済資金は除きます）	200万円以内	7年以内
	フリーローン「快速500」	自由です（事業資金、旧債返済資金も可能です）	500万円以内	10年以内
	フリーローンモア	自由です（事業資金は除きます）	500万円以内	10年以内
	職域サポートローン	自由です（当金庫における職域サポート制度を導入した事業所の従業員等に限定した商品です）	500万円以内	10年以内
しんきんフリーローン	自由です（事業資金、旧債返済資金も可能です）	500万円以内	10年以内	
大型フリーローン「ゆとり」	自由です（おまとめ・旧債返済も可能で、一般消費資金・事業資金等に対応しています）	1,000万円以内 (不動産担保評価の範囲内)	10年以内	

この他にも各種ローンをご用意しております。詳しくは融資窓口へご相談ください。

サービス業務

サービスの種類	内 容
キャッシュサービス	くましのキャッシュカードは、本支店の店内・店外のCDコーナーで、ご入金、お引き出しはもちろん、全国の「全国キャッシュサービス」取扱店、並びにゆうちょ銀行、セブン銀行（セブン-イレブン）、イオン銀行（マックスバリュ等）でご利用いただけます（ほとんどの土曜・日曜・祝日の休日にもご利用いただけます）。セキュリティ機能に優れた「ICキャッシュカード」も、本支店の店内・店外のATMでご利用いただけます。
自動受取	給与、賞与、年金、配当金などのお受取りを自動的に、確実にご指定の口座にご入金します。
自動支払	公共料金、保険料、授業料、国税、各種クレジットなど、ご指定の口座から自動的にお支払します。
内 国 為 替	当金庫の本支店はもちろん、全国各地の金融機関へのお振込・ご送金やお取立をスピーディにお取り扱いしております。
ファームバンキング	コンピュータや電話機等を利用し、企業または個人と当金庫を接続することで、①預金残高や入出金の照会及び通知 ②他口座への振替、他行庫への振込等の資金移動 ③取引データの伝送(給与振込・総合振込のデータ受付)等のサービスをご提供いたします。
ホームバンキング	
アンサーサービス	
テレホンバンキング	キャッシュカードをお持ちであれば、ご自宅の電話や携帯電話から、ご本人の口座の残高や入出金の照会、また、別口座への振替や他行庫への振込ができます。
インターネットバンキング	インターネットを利用して残高照会、振込み、収納サービスなどがご利用できます。
モバイルバンキング	携帯電話（iモード、Yahoo!ケータイ、EZweb）を利用して残高照会や資金の移動、収納サービスがご利用できます。
法人インターネットバンキング	インターネットを利用して残高照会、振込み、収納サービス、データ伝送サービスなどがご利用できます。
でんさいネットサービス	しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。
マルチペイメント（ペイジー）収納サービス	各種税金や公共料金などをパソコン、携帯電話で支払うことができるサービスです。
ペイジー口座振替受付サービス	口座振替収納をご利用になる企業の窓口等において、専用端末機を利用して、口座振替の受付から自動振替設定までを行うことができるサービスです（金融機関へ口座振替依頼書の提出が不要となります）。
デビットカード	全国のデビットカード加盟店で、現金の代わりにキャッシュカードを使用してお買い物ができます。代金は、お客様の口座から即座に引き落とされてお店に支払われます。
給与振込	毎月の給与や賞与をご指定の口座へ振り込みます。全国のCDコーナーからお引き出しができます。
総合振込	事前に総合振込依頼書を頂くことにより、ご指定日に多くの支払先へ送金します。
自動送金	家賃や駐車場代など、毎月一定日に回収、又は送金できます。振込料もお得です。
貸 金 庫	預金証書・権利証・貴金属など、お客様の貴重な財産を安全に保管します。
夜 間 金 庫	夜間の売上代金等を安全にお預かりします。
健康サポートプラン	年金振込ご利用のお客様、及びご家族の方の生活をバックアップするため、電話による健康・医療相談、情報提供サービスが受けられます。
ToToチケット当せん金払い戻し業務	ToTo当せん金の払戻しはお近くのToToマークのある当金庫窓口でお取扱いいたします。
保 険 販 売 業 務	各種保険（定期保険、医療保険、がん保険、終身保険、火災保険等）のお取扱いをしております。
個 人 向 け 国 債	国債は国が発行する信用度の高い債券です。ご購入については当金庫にご相談ください。

財務状況

直近5事業年度における主要な事業の状況

科 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
経 常 収 益	2,962,088	2,789,473	2,967,684	2,806,481	2,902,414	千円
経 常 利 益	536,145	363,773	534,866	406,958	525,584	千円
当 期 純 利 益	509,139	353,612	593,554	409,690	386,793	千円
出 資 総 額	1,070	1,079	1,092	1,094	1,087	百万円
出 資 総 口 数	21,412	21,579	21,858	21,883	21,749	千口
純 資 産 額	7,582	7,690	8,200	8,625	8,709	百万円
総 資 産 額	159,655	176,733	178,597	182,130	182,362	百万円
預 金 積 金 残 高	149,305	159,924	161,351	163,498	163,836	百万円
貸 出 金 残 高	80,391	84,829	87,862	89,670	91,908	百万円
有 価 証 券 残 高	25,207	25,814	22,623	20,722	20,782	百万円
単 体 自 己 資 本 比 率	10.04	9.80	10.18	10.06	10.09	%
出 資 対 する 配 当 金 (配 当 率)	21 (2.0)	21 (2.0)	21 (2.0)	21 (2.0)	21 (2.0)	百万円 %
職 員 数	173	170	172	162	153	人

(注) 職員数には、役員及びパートは含まれておりません。

役職員一人当たり・一店舗当り 預金・貸出金残高

(単位：百万円)

		2019年3月末	2020年3月末
役 職 員 数 (人)		169	160
役 職 員 一 人 当 り	預 金	967	1,023
	貸 出 金	530	574
店 舗 数 (店 舗)		16	16
一 店 舗 当 り	預 金	10,218	10,239
	貸 出 金	5,604	5,744

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2019年 3月末	2020年 3月末
(資産の部)		
現 金	1,901	2,106
預 け 金	63,863	61,778
有 価 証 券	20,722	20,782
国 債	4,372	4,316
地 方 債	3,653	3,724
短 期 社 債	—	—
社 債	7,748	6,404
株 式	401	314
そ の 他 の 証 券	4,547	6,021
貸 出 金	89,670	91,908
割 引 手 形	650	589
手 形 貸 付	8,158	7,077
証 書 貸 付	77,837	81,283
当 座 貸 越	3,023	2,958
そ の 他 資 産	1,223	1,181
未 決 済 為 替 貸	69	59
信 金 中 金 出 資 金	724	724
前 払 費 用	22	21
未 収 収 益	161	153
そ の 他 の 資 産	246	222
有 形 固 定 資 産	3,423	3,379
建 物	563	536
土 地	2,673	2,673
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	186	168
無 形 固 定 資 産	89	83
ソ フ ト ウ エ ア	80	74
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9	8
前 払 年 金 費 用	157	224
繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	1,675	1,493
貸 倒 引 当 金	△598	575
(うち個別貸倒引当金)	(△ 306)	(281)
資 産 の 部 合 計	182,130	182,362

科 目	2019年 3月末	2020年 3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	163,498	163,836
当 座 預 金	2,888	3,531
普 通 預 金	61,454	62,683
貯 蓄 預 金	170	152
通 知 預 金	703	1,152
定 期 預 金	89,780	88,507
定 期 積 金	8,116	6,982
そ の 他 の 預 金	383	826
借 用 金	7,000	6,932
借 入 金	7,000	6,932
そ の 他 負 債	466	529
未 決 済 為 替 借	88	58
未 払 費 用	62	78
給 付 補 填 備 金	13	2
未 払 法 人 税 等	5	96
前 受 収 益	88	83
払 戻 未 済 金	3	8
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	186	179
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	17	22
賞 与 引 当 金	105	125
役 員 賞 与 引 当 金	7	9
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	128	148
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	27	19
偶 発 損 失 引 当 金	14	14
災 害 損 失 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	162	125
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	419	419
債 務 保 証	1,675	1,493
負 債 の 部 合 計	173,505	173,653

(純資産の部)		
出 資 金	1,094	1,087
普 通 出 資 金	1,094	1,087
利 益 剰 余 金	6,104	6,469
利 益 準 備 金	950	991
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,153	5,477
特 別 積 立 金	2,475	2,475
(経営基盤強化積立金)	(250)	(250)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,678	3,002
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	7,198	7,556
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	360	86
土 地 再 評 価 差 額 金	1,066	1,066
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,426	1,152
純 資 産 の 部 合 計	8,625	8,709
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	182,130	182,362

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度	科 目	2018年度	2019年度
経常収益	2,806,481	2,902,414	経費	1,983,231	1,916,989
資金運用収益	2,259,975	2,317,113	人件費	1,215,102	1,144,785
貸出金利息	1,936,513	1,975,268	物件費	713,663	713,399
預け金利息	96,233	76,361	税金	54,465	58,804
有価証券利息配当金	209,081	247,336	その他経常費用	55,329	67,030
その他の受入利息	18,147	18,147	貸倒引当金繰入額	—	—
役務取引等収益	433,535	468,735	貸出金償却	25,911	32,588
受入為替手数料	116,103	116,166	株式等売却損	—	—
その他の役務収益	317,432	352,568	株式等償却	490	—
その他業務収益	40,759	37,581	その他資産償却	—	—
外国為替売買益	—	—	その他の経常費用	28,927	34,441
国債等債券売却益	644	—	経常利益	406,958	525,584
その他の業務収益	40,114	37,581	特別利益	21,697	—
その他経常収益	72,210	78,985	固定資産処分益	9,595	—
貸倒引当金戻入益	15,485	17,029	その他の特別利益	12,101	—
償却債権取立益	24,153	14,786	特別損失	13,018	7,131
株式等売却益	—	41,049	固定資産処分損	160	7,131
その他の経常収益	32,572	6,119	減損損失	—	—
経常費用	2,399,522	2,376,830	その他の特別損失	12,858	—
資金調達費用	40,971	35,401	税引前当期純利益	415,637	518,452
預金利息	35,908	30,180	法人税、住民税及び事業税	5,947	119,499
給付補填備金繰入額	3,610	1,550	法人税等調整額	—	12,158
借用金利息	483	2,727	当期純利益	409,690	386,793
その他の支払利息	968	943	繰越金(当期首残高)	2,268,996	2,616,065
役務取引等費用	319,021	356,316	土地再評価差額金取崩額	—	—
支払為替手数料	47,971	48,149	当期末処分剰余金	2,678,686	3,002,859
その他の役務費用	271,049	308,167			
その他業務費用	969	1,093			
外国為替売買損	—	—			
国債等債券売却損	—	—			
国債等債券償還損	—	—			
その他の業務費用	969	1,093			

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	2,678,686	3,002,859
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	62,621	60,543
利益準備金	41,000	39,000
普通出資に対する配当金	21,621	21,543
(出資配当率)	(年2.0%)	(年2.0%)
特別積立金	—	—
(経営基盤強化積立金)	()	()
繰越金(当期末残高)	2,616,065	2,942,316

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月26日

熊本信用金庫

理事長 井星 伸一

また、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、2019年度(第88期)決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、くまもと監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記(2019年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7年～50年
その他 2年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は456百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年～14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)
年金資産の額 1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 △131,803百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2019年3月31日現在) 0.1557%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金28百万円を費用処理しております。特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担金とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 120百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,773百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は1,866百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,906百万円であります。
なお、16から19に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、0円であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、

売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は589百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 200百万円
預け金 1百万円
その他資産 0百万円

担保資産に対応する債務

預金 263百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保、及び借入金6,932百万円の根担保・金庫長期固定担保として預け金12,000百万円を差し入れております。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の公示価格、路線価等に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △978百万円

24. 出資1口当たりの純資産額400円44銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣も参加するリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況についても、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部・資金証券課において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会等によって金利の変動リスク管理に努めております。

リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会・ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会にお

いて実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期毎にALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会・ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。このうち、総合企画部・資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部・資金証券課を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる商品は、「貸出金」、「有価証券」のうちの債券・投資信託、「預け金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は、1,896百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	61,778	61,827	49
(2) 有価証券	20,748	20,838	90
満期保有目的の債券	1,630	1,720	90
その他有価証券	19,117	19,117	—
(3) 貸出金 (*1)	91,908		
貸倒引当金 (*2)	△ 572		
	91,336	89,429	△ 1,907
金融資産計	173,862	172,094	△ 1,768
(1) 預金積金	163,836	163,860	23
(2) 借入金	6,932	6,949	17
金融負債計	170,768	170,809	40

(* 1) 預け金、貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、過去3ヶ月間に行なった預け金の「預入れ実績利率を平均して求めた利率」で割り引いた現在価値を、時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 延滞・期流れ・期間なし等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、過去3ヶ月間に実行した貸出金の「貸出実績利率を平均して求めた利率」で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、過去3ヶ月間に受け入れた定期性預金の「受入実績利率を平均して求めた利率」を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（スポットレート）から割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

ます。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	28
組合出資金 (* 2)	730
合 計	758

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれており、以下30.まで同様であります。売買目的有価証券該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,130	1,203	73
	地 方 債	200	204	4
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	300	312	12
	小 計	1,630	1,720	90
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		1,630	1,720	90

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	275	166	109
	債 券	11,217	11,024	193
	国 債	3,186	3,102	84
	地 方 債	3,424	3,349	74
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	4,606	4,572	34
	そ の 他	2,809	2,700	109
	小 計	14,303	13,891	411
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	10	10	0
	債 券	1,897	1,910	△ 13
	国 債	—	—	—
	地 方 債	99	100	0
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	1,797	1,810	△ 13
	そ の 他	2,906	3,104	△ 198
小 計	4,814	5,026	△ 212	
合 計		19,117	18,917	199

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券該当ありません。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	60	41	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	60	41	—

30. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」第284項によるものであります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,023百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,078百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	40百万円
貸倒引当金：個別評価	195
減価償却の償却超過額	24
賞与引当金繰入超過額	29
減損損失否認額	51
その他	73
繰延税金資産小計	415

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 365
評価性引当額 小計	△ 365
繰延税金資産 合計	49

繰延税金負債

前払年金費用	61
その他有価証券評価差額	113
繰延税金負債合計	175
繰延税金負債の純額	125百万円

直近2事業年度における事業の状況

業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
業 務 純 益	431,858	547,822
実 質 業 務 純 益		547,822
コ ア 業 務 純 益		547,822
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）		510,903
業 務 粗 利 益	2,373,308	2,430,618
資 金 運 用 収 支	2,219,004	2,281,712
資 金 運 用 収 益	2,259,975	2,317,113
資 金 調 達 費 用	40,971	35,401
役 務 取 引 等 収 支	114,514	112,418
役 務 取 引 等 収 益	433,535	468,735
役 務 取 引 等 費 用	319,021	356,316
そ の 他 業 務 収 支	39,789	36,487
そ の 他 業 務 収 益	40,759	37,581
そ の 他 業 務 費 用	969	1,093
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.36	1.39

(注) 1 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

3 コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益 (国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です)

4 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

5 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

諸比率

(単位：%)

	2018年度	2019年度
総 資 金 利 鞘	0.14	0.20
資 金 運 用 利 回 り	1.30	1.32
資 金 調 達 原 価 率	1.16	1.12
総 資 産 経 常 利 益 率	0.22	0.29
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.22	0.21
預 貸 率 (平 残)	53.59	55.36
// (未 残)	54.84	56.09
預 証 率 (平 残)	13.04	12.51
// (未 残)	12.67	12.68

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金 + 譲渡性預金}} \times 100$ 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金 + 譲渡性預金}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	年 度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資 金 運 用 勘 定	2018年度	173,625	2,259,975	1.30
	2019年度	174,692	2,317,113	1.32
うち貸出金	2018年度	87,745	1,936,513	2.20
	2019年度	90,607	1,975,268	2.18
うち預け金	2018年度	63,805	96,233	0.15
	2019年度	62,870	76,361	0.12
うち金融機関貸付等	2018年度	-	-	-
	2019年度	-	-	-
うち商品有価証券	2018年度	-	-	-
	2019年度	-	-	-
うち有価証券	2018年度	21,349	209,081	0.97
	2019年度	20,489	247,336	1.20
資 金 調 達 勘 定	2018年度	170,079	40,971	0.02
	2019年度	170,822	35,401	0.02
うち預金積金	2018年度	163,713	39,519	0.02
	2019年度	163,662	31,731	0.01
うち譲渡性預金	2018年度	-	-	-
	2019年度	-	-	-
うち借入金	2018年度	6,172	483	0.00
	2019年度	6,971	2,727	0.03

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度-百万円、2019年度-百万円)を控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	2018年度		2019年度	
	収支額	増減額	収支額	増減額
受 取 利 息	2,259,975	6,399	2,317,113	57,137
うち貸出金	1,936,513	4,565	1,975,268	38,754
うち預け金	96,233	579	76,361	19,871
うち商品有価証券	-	-	-	-
うち有価証券	209,081	10,382	247,336	38,254
支 払 利 息	40,971	14,622	35,401	5,570
うち預金積金	39,519	15,111	31,731	7,788
うち譲渡性預金	-	-	-	-
うち借入金	483	483	2,727	2,243

預金業務・為替業務等

預金科目別残高(期末残高・平均残高)

(単位：百万円)

科 目	2019年3月末	2018年度	2020年3月末	2019年度
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	65,601	64,565	68,347	66,167
当座預金	2,888	2,811	3,531	3,114
普通預金	61,454	60,689	62,683	61,933
貯蓄預金	170	171	152	166
通知預金	703	415	1,152	478
その他の預金	383	476	826	473
定期性預金	97,897	99,147	95,489	97,495
定期預金	89,780	90,884	88,507	90,222
定期積金	8,116	8,263	6,982	7,272
合計	163,498	163,713	163,836	163,662
譲渡性預金	—	—	—	—

定期預金の内訳

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
固定金利定期預金	89,768	88,486
変動金利定期預金	11	20
その他	0	0
合計	89,780	88,507

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2019年3月末		2020年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	120,092	73.5	118,607	72.4
一般法人	35,383	21.6	36,172	22.1
金融機関	307	0.2	701	0.4
公金	7,715	4.7	8,355	5.1
合計	163,498	100.0	163,836	100.0

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	送金振込	代金取立	送金振込	代金取立
仕向為替	117,170	2,075	123,613	1,995
被仕向為替	135,960	2,238	144,840	2,366

自動機器設置状況

2020年3月末

(単位：台)

	店内	店外	(うち共同)	合計
A T M	23	13	13	36
C D	-	2	2	2
合計	23	15	15	38
両替機	1	-	-	1

融資業務等

貸出金 科目別残高(期末残高・平均残高)

(単位：百万円)

科 目	2019年3月末	2018年度	2020年3月末	2019年度
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割 引 手 形	650	515	589	524
手 形 貸 付	8,158	7,775	7,077	7,587
証 書 貸 付	77,837	76,657	81,283	79,481
当 座 貸 越	3,023	2,797	2,958	3,014
合 計	89,670	87,745	91,908	90,608

貸出金 金利別および会員・会員外別残高

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
貸 出 金	89,670	91,908
変 動 金 利	36,134	38,100
固 定 金 利	53,535	53,808
会 員	71,433	73,471
会 員 外	18,236	18,437

代理貸付残高

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
信 金 中 央 金 庫	1,641	1,464
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小)		
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 金)	60	0
福 祉 医 療 機 構	22	17
住 宅 金 融 支 援 機 構	2,268	2,207
そ の 他	97	145
合 計	4,090	3,836

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一 般 貸 倒 引 当 金	291	5	294	3
個 別 貸 倒 引 当 金	306	38	281	25
合 計	598	33	575	22

(注) 1.当金庫では、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

2.引当金の増減の内訳や業種別の引き当て状況につきましては、パーゼルⅢ第3の柱に係る開示事項として、P.56にも記載しております。

貸出金償却額

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却 額	25,802	32,585

貸出金 業種別・用途別残高と総額に占める割合

(単位：先、百万円、%)

業種別区分	2019年3月末			2020年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	118	1,482	1.7	115	1,634	1.8
農 業、林 業	14	124	0.1	19	139	0.2
漁 業	1	7	0.0	2	9	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	0.0	1	0	0.0
建 設 業	691	7,026	7.8	684	7,643	8.3
電気、ガス、熱供給、水道業	7	232	0.3	8	238	0.3
情 報 通 信 業	18	132	0.1	22	180	0.2
運 輸 業、郵 便 業	29	708	0.8	33	750	0.8
卸 売 業、小 売 業	562	8,058	9.0	565	7,622	8.3
金 融 業、保 険 業	19	1,829	2.0	16	1,795	2.0
不 動 産 業	405	23,966	26.7	410	24,154	26.3
物 品 賃 貸 業	11	301	0.3	9	294	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	46	344	0.4	48	402	0.4
宿 泊 業	4	111	0.1	3	95	0.1
飲 食 業	219	1,869	2.1	231	2,377	2.6
生活関連サービス業、娯楽業	185	1,961	2.2	186	2,181	2.4
教 育、学 習 支 援 業	20	289	0.3	24	285	0.3
医 療 ・ 福 祉	35	731	0.8	43	952	1.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	301	2,351	2.6	306	2,314	2.5
小 計	2,687	51,529	57.4	2,725	53,072	57.7
地 方 公 共 団 体	4	10,984	12.2	4	11,539	12.6
個 人(住宅・消費・納税資金等)	8,712	27,156	30.2	8,268	27,297	29.7
合 計	11,403	89,670	100.0	10,997	91,908	100.0
使 途 別	設 備 資 金	42,662	47.6		43,892	47.8
	運 転 資 金	47,007	52.4		48,016	52.2

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金および債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)

担保の種類	2019年3月末		2020年3月末	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当 金 庫 預 金・積 金	2,688	-	2,213	-
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	26,543	1,508	27,184	1,358
そ の 他	-	-	-	-
計	29,231	1,508	29,398	1,358
信 用 保 証 協 会・信 用 保 険	22,323	2	22,145	2
保 証	10,061	-	10,635	-
信 用	28,054	164	29,730	133
合 計	89,670	1,675	91,908	1,493

リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)
破 綻 先 債 権	2019年3月末	42	41	1	100.0
	2020年3月末	39	36	3	100.0
延 滞 債 権	2019年3月末	1,996	1,376	301	84.0
	2020年3月末	1,866	1,309	274	84.9
3 ヲ月以上延滞債権	2019年3月末	—	—	—	—
	2020年3月末	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2019年3月末	—	—	—	—
	2020年3月末	—	—	—	—
合 計	2019年3月末	2,039	1,417	302	84.3
	2020年3月末	1,906	1,345	277	85.2

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- ⑥電子債権記録機関の取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3 ヲ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヲ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヲ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権額

(単位：百万円、%)

	2019年3月末	2020年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	550	351
危険債権	1,513	1,573
要管理債権	—	—
金融再生法上の不良債権 (A)	2,063	1,925
正常債権	89,358	91,554
合計額 (B)	91,422	93,479
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (B)	2.25	2.05

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円、%)

	2019年3月末	2020年3月末
金融再生法上の不良債権 (A)	2,063	1,925
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	550	351
危険債権	1,513	1,573
要管理債権	—	—
保全額 (B)	1,744	1,643
貸倒引当金 (C)	302	277
担保・保証等 (D)	1,441	1,365
保全率 (B) / (A)	84.52	85.33
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D))	48.66	49.56

- (注) 1. 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。
2. 「担保・保証等」とは、「金融再生法上の不良債権」のうち、預金・積金、有価証券及び不動産等の担保並びに信用保証協会等機関保証による回収が可能と見込まれる金額です。

有価証券等

有価証券の種類別期末残高・平均残高

(単位：百万円)

科目	2019年3月末	2018年度	2020年3月末	2019年度
	残高	平均残高	残高	平均残高
国債	4,372	4,957	4,316	4,237
地方債	3,653	3,676	3,724	3,583
短期社債				
社債	7,748	8,426	6,404	7,200
株式	401	226	314	221
外国証券	808	406	2,140	1,403
その他の証券	3,738	3,655	3,881	3,842
合計	20,722	21,349	20,782	20,489

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

2019年3月末

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		2,340	1,397		634			4,372
地方債		1,023	205	1,797	627			3,653
短期社債								
社債	1,706	4,722	346	146	522	304		7,748
株式							401	401
外国証券		300	305		202			808
その他の証券	116	517	317	1,375	920		492	3,738

2020年3月末

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	2,011	829	845		630			4,316
地方債	807	304	558	1,431	622			3,724
短期社債								
社債	3,057	1,657	411	185	791	300		6,404
株式							314	314
外国証券	300		403		301			1,004
その他の証券	335	218	643	1,705	525	1,135	453	5,016

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	2019年3月末			2020年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,134	1,226	91	1,130	1,203	73
	地 方 債	200	205	5	200	204	4
	短 期 社 債						
	社 債						
	そ の 他	300	324	23	300	312	12
	小 計	1,634	1,756	121	1,630	1,720	90
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債						
	地 方 債						
	短 期 社 債						
	社 債						
	そ の 他						
	小 計						
合 計		1,634	1,756	121	1,630	1,720	90

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	2019年3月末			2020年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	373	196	176	275	166	109
	債 権	14,242	13,924	317	11,217	11,024	193
	国 債	3,237	3,102	134	3,186	3,102	84
	地 方 債	3,453	3,349	103	3,424	3,349	74
	短 期 社 債						
	社 債	7,551	7,472	78	4,606	4,572	34
	そ の 他	2,209	2,107	101	2,809	2,700	109
	小 計	16,824	16,228	595	14,303	13,891	411
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式				10	10	0
	債 権	197	200	2	1,897	1,910	13
	国 債						
	地 方 債				99	100	0
	短 期 社 債						
	社 債	197	200	2	1,797	1,810	13
	そ の 他	2,036	2,106	70	2,906	3,104	198
	小 計	2,233	2,306	72	4,814	5,026	212
合 計		19,057	18,534	522	19,117	18,917	199

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式		
関 連 法 人 等 株 式		
非 上 場 株 式	28	28
組 合 出 資 金	1	5
合 計	30	33

商品有価証券

該当ございません。

金銭の信託の時価情報

該当ございません。

デリバティブ取引

該当ございません。

主な手数料のご案内

お取り扱い内容と金額						
C D ・ A T M 利用手数料						
お取引金融機関		平 日		土曜・日曜・祝日		
		8:45~18:00	18:00~稼働終了	9:00~17:00	17:00~稼働終了	
当金庫ATM	当金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円	110円
		入金	無料	110円	110円	110円
	他信用金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円	110円
		入金	無料	110円	110円	110円
	信用金庫取引以外のお客様	出金	110円	220円	220円	利用不可
		入金	110円	220円	220円	利用不可
共同ATM	当金庫・熊本第一・熊本中央 信用金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円	110円
		入金	無料	110円	110円	110円
	熊本銀行・九州 労働金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円	利用不可
		入金	無料	110円	110円	利用不可

記名判登録手数料	新規申込時	5,500円	
	変更申込時	2,200円	
小切手用紙交付料	(1冊につき)	660円	
	(記名判印刷発行は1冊につき)	770円	
自己宛小切手発行手数料	(1通につき)	550円	
手形用紙交付料	約束手形	(1冊につき)	880円
		(記名判印刷発行は1冊につき)	880円
	マル専手形	(1枚につき)	550円
マル専当座事務取扱手数料	(割賦販売通知書 1通当り)	3,300円	
普通預金入金取次帳(大伝票・100枚綴り)振込帳発行手数料	(1冊につき)	440円	
各種証明書発行手数料	預金関連	(1通当り)	550円
当金庫規定外帳票での証明書発行手数料		(1件につき)	1,100円
各種再発行手数料	通帳、証書、キャッシュカード等	(1通当り)	1,100円
個人ローン実行手数料		(1件につき)	1,100円
住宅ローン新規取扱手数料 (保証会社で取扱手数料のあるものは除く)	1,000万円以下	33,000円	
	1,000万円超	55,000円	
住宅金融支援機構協調融資 すまい・るパッケージ	500万円以下	33,000円	
	500万円超	55,000円	
異議申立て預託金受入手数料	(1件につき)	1,100円	
保護預り手数料		無 料	
貸金庫利用手数料(年額)	小 型	5,280円	
)	6,600円	
		11,880円	
	大 型	17,160円	
夜間金庫利用手数料(月額)	(契約口座1件につき)	3,300円	
夜間金庫用入金帳	(1冊につき)	3,300円	
個人情報開示請求基本手数料	(1件につき)	1,100円	
個人情報開示請求に伴うコピー代	(1枚につき)	22円	
税務調査関係等コピー代	(1枚につき)	22円	

手数料には消費税(税率10%)を含みます。

為替手数料一覧

種 別		金額区分		当店宛	当金庫本・支店宛	他行庫宛	
振込手数料（窓口） （件につき）	電信扱	5万円未満	非会員	330円	330円	660円	
			会員	220円	220円	550円	
		5万円以上	非会員	550円	550円	880円	
			会員	330円	330円	660円	
	文書扱	5万円未満	非会員	上記同様 （付帯物件がある場合のみ取扱）			660円
			会員				550円
5万円以上	非会員	880円					
	会員	660円					
総合振込 手数料（件につき）	5万円未満	非会員	165円	165円	660円		
		会員	110円	110円	440円		
	5万円以上	非会員	330円	330円	880円		
		会員	220円	220円	660円		
A T M当金庫キャッシュカード振込手数料 （件につき）	5万円未満	非会員	80円	80円	330円		
		会員	55円	55円	220円		
	5万円以上	非会員	110円	165円	550円		
		会員	80円	80円	330円		
A T M他行庫キャッシュカード振込手数料 （件につき）	5万円未満	会員・員外 区別なし	110円	110円	440円		
	5万円以上		330円	330円	660円		
A T M現金振込手数料（件につき）	5万円未満	会員・員外 区別なし	110円	220円	550円		
	5万円以上		330円	440円	770円		
個人インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレホンバンキング 振込手数料 （件につき）	5万円未満	非会員	無料	80円	330円		
		会員		無料	220円		
5万円以上	非会員	無料	110円	440円			
	会員		無料	330円			
法人インターネットバンキング、ファームバンキング、ホームバンキング 振込手数料（件につき）	5万円未満	非会員	無料	80円	330円		
		会員		無料	220円		
5万円以上	非会員	無料	110円	440円			
	会員		無料	330円			
為替自動振込サービス手数料 （件につき）	5万円未満	非会員	110円	165円	440円		
		会員	80円	110円	330円		
	5万円以上	非会員	110円	220円	550円		
		会員	80円	110円	440円		
送金手数料（件につき）	普通扱い 至急扱い		無料	440円	660円		
				440円	880円		
代金取立手数料（件につき）	普通扱い 至急扱い		無料	無料	660円		
					880円		
代金取立手数料（件につき）	同一手形交換所内		無料	無料	220円		
送金・振込 組戻手数料（件につき）		非会員	330円	330円	880円		
		会員	220円	220円	660円		
その他の手数料（件につき）	取立手形 組戻料	非会員	880円				
		会員	660円				
	取立手形 店頭呈示料	非会員	880円				
		会員	660円				
不渡手形 返却料	非会員	880円					
	会員	660円					
法人インターネットバンキング（データ伝送サービス）、ファームバンキングサービス 利用手数料（月額基本料金）				（1顧客につき） 3,300円			
法人インターネットバンキング（オンラインサービス）、ホームバンキングサービス 利用手数料（月額基本料金）				専用電話（H U）利用	（1顧客につき） 1,100円		
				パソコン利用			
アンサー利用手数料（月額基本料金）				照会サービス	無料		
				通知サービス	無料		

手数料には消費税（税率10%）を含みます。

でんさいサービス手数料一覧

サービス基本手数料(月額)

ご利用内容		基本手数料金額 (消費税込)
基本手数料 (月額)	債務者利用あり ※	1,100円
	債権者利用のみ	無料
	保証利用限定	無料

※熊本しんきん法人インターネットバンキングサービスをご利用いただいているお客様は、基本手数料は無料となります。ただし、その場合も別途、熊本しんきん法人インターネットバンキングサービスの月額基本手数料は必要です。

取引手数料(各取引1件あたりのご利用手数料) ※

取引項目		手数料金額 (消費税込)
発生記録 (債務者請求方式)	(利用者の端末より)	330円
発生記録 (債権者請求方式)	(利用者の端末より)	330円
譲渡記録	(利用者の端末より)	330円
分割 (譲渡) 記録	(利用者の端末より)	330円
保証記録	(利用者の端末より)	330円
支払等記録 (口座間送金決済以外)	書面 (金庫がオンラインで請求)	330円
変更記録 (債権内容に係る場合)	(利用者の端末より)	330円
	書面 (でんさいへ請求するもの)	4,400円
開示	通常開示 (利用者の端末より)	無料
	特例開示 (書面にてでんさいへ請求)	4,400円
	残高開示/残高証明書 (書面にてでんさいへ請求)	4,400円
支払不能情報照会	書面 (書面にてでんさいへ請求)	3,300円
口座間送金決済中止	書面 (利用者からの申し出)	1,100円
でんさい割引記録 (割引に伴う譲渡)	(利用者の端末より)	330円

※当金庫は、基本的に代行処理を行いません。ただし、お客様のPC等の端末が、故障等によりインターネット環境を利用出来なくなった場合に限って、例外的に当金庫が代行して各種手続を行います。その場合は、別途代行手数料が必要となります。(詳しくは当金庫ホームページをご覧ください)

くましの歩み

大正	12年 8月29日	当時の高橋守雄熊本市長を中心に政財界有志が発起人となり、市民のための貯蓄機関として、熊本市の産業及び経済の円滑な発達を目的として有限責任熊本市信用組合を設立
昭和	9年 1月10日	新組合設立を条件に発展的解消をなし、新たに産業組合法による有限責任熊本市昭和信用組合を設立
	18年 4月 1日	市街地信用組合法により熊本市昭和信用組合に組織変更
	23年10月30日	熊本市信用組合と名称変更
	25年 4月 1日	中小企業等協同信用組合法公布により同法に基づく信用組合に組織を変更
	26年 9月18日	二本木支店開設
	26年10月20日	信用金庫法施行により熊本市信用金庫に組織変更
	29年 6月23日	川尻支店開設
	35年12月15日	水前寺支店開設
	37年 8月16日	宇土市、飽託郡、宇土郡、下益城郡まで営業区域を拡張
	37年10月 1日	営業区域の拡張に伴い熊本信用金庫に名称変更
	39年 3月17日	八代市、八代郡、上益城郡まで営業区域を拡張
	39年 7月 1日	健軍支店開設
	40年12月 5日	子飼支店開設
	44年 8月 4日	菊池郡まで営業区域を拡張
	45年 3月30日	託麻支店開設
	45年 6月 9日	山鹿市、阿蘇郡、鹿本郡まで営業区域を拡張
	46年 8月14日	菊池市まで営業区域を拡張
	47年 9月25日	南熊本支店開設
	47年12月23日	総預金量100億円突破
	49年11月27日	県庁前支店開設
	51年 1月23日	しんきんオンライン開始
	53年 3月28日	新外支店開設
	53年 5月31日	総預金量300億円突破
53年 9月28日	上熊本支店開設	
54年12月20日	日本銀行歳入代理店業務取扱い開始	
55年 3月26日	秋津支店開設	
55年12月10日	薄場支店開設	
56年10月15日	新本店完成・落成式	
56年12月23日	江津支店開設	
56年12月31日	総預金量500億円突破	
57年12月 1日	新地支店開設	
58年11月15日	御幸田迎支店開設	
59年11月26日	長嶺支店開設	
59年12月 1日	全信連(信金中金)と外国為替取次契約締結	
60年11月25日	渡鹿支店開設	
61年 5月19日	玉名市、玉名郡まで営業区域を拡張	
62年10月20日	宇土支店開設	
63年11月28日	菊陽支店開設	
平成	元年12月26日	総預金量1,000億円突破
	2年 3月26日	合志支店開設
	3年 3月 8日	全店得意先係ハンディ端末機の携帯による渉外活動開始
	5年 9月20日	飛田支店開設
	5年10月24日	くましん三訓「変革・誠実・感謝」を制定
	6年10月 1日	能力主義新人事制度を導入
	8年 6月24日	パソコンによる「くましんネットワーク」完成
	9年 4月 1日	スターオフィスによる金庫内電子メール開始
	10年12月 1日	投資信託の窓口販売開始
	12年 9月25日	「住宅・個人ローン相談センター」を開設
	14年11月15日	母店・サテライト制を導入
	15年 2月 4日	本部に「経営サポートチーム」発足
	22年11月12日	「託麻支店」「渡鹿支店」2店舗終了し、それぞれ「長嶺支店」「子飼支店」へ業務を統合
	23年10月21日	「水前寺支店」を終了し、本店営業部へ業務を統合
	25年 2月18日	「しんきんでんさいネットサービス」を開始
	26年 5月19日	「二本木支店」と「薄場支店」を統合し、新店舗「西部支店」を開設
	28年 1月31日	総預金量1,500億円突破(月末基準)
28年 3月22日	「川尻支店」を店舗移転	
29年 8月 3日	荒尾市まで営業区域を拡張	
29年11月17日	「県庁前支店」を終了し「健軍支店」へ業務を統合	
30年 3月 1日	「くましんビジネスサポートプラザ」開設	
30年 5月18日	「飛田支店」を終了し「新地支店」へ業務を統合。新店舗「新地支店」を開設	
令和	元年 7月22日	「経営サポートチーム」を融資部から独立させ「経営支援室」発足



信金中央金庫

SCB

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。1950年に設立され、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫は、信用金庫の業務・経営のサポートを行っているほか、信用金庫から預け入れられた資金や金融債の発行により調達した資金を、有価証券や事業会社への貸出により運営しており、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫の業務にかかるサポート

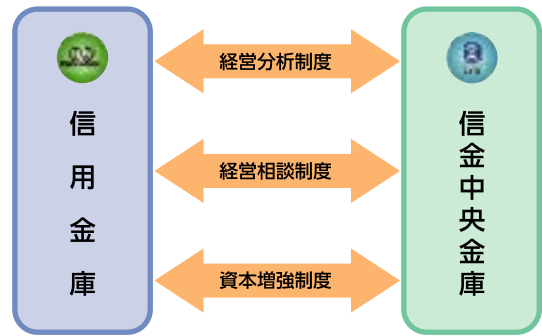
- 信用金庫の地域金融 中小企業金融などのサポート
 - ・中小企業の経営改善支援 海外進出支援、地域活性化支援、個人向け商品の提供
- 信用金庫業界のネットワークなどを活用した業務
 - ・信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘、販路拡大支援

- フィンテックの活用に向けた取組み
- 信用金庫の決済業務のサポート
 - ・内国為替業務、国債振替決済業務、一般債、短期社債振替決済業務
- 信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫に対する金融商品の提供
 - ・信託機能を活用した運用商品、融資関連商品の提供
- 信用金庫の業務効率化 経費削減
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
 - ・ALM・リスク管理支援、有価証券ポートフォリオ分析、運用投資相談
- 信用金庫業界の信用力の維持 向上
 - ・信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度
- 信用金庫の市場関連業務のサポート
 - ・デリバティブ取引、外国為替 外貨資金取引、有価証券取引
- 信用金庫の人材育成のサポート

信用金庫経営力強化制度



信用金庫業界の資金運用

市場運用業務

- ・国内外の金融市場における有価証券運用
- ・コールローンなどの短期市場運用

貸出業務

- ・国 政府関係機関への貸出
- ・地方公共団体 公益法人等への貸出
- ・事業会社 (大企業 信用金庫の会員資格を上回る企業など)への貸出
- ・代理貸付による中小企業 個人への貸出

地域経済のパートナー 【信用金庫】

預金残高 14.5兆円
 巨大なネットワーク
全国255金庫、7,237店舗
 Face to Faceの事業展開
役員数 10万4千人
 多数の出資者
913万人

(上記計数は2020年3月末現在)

信用金庫のセントラルバンク 【信金中金】

総資産 4.0兆円
 高い連結自己資本比率 (国内基準)
24.31%
 低い不良債権比率
 (=リスク管理債権/貸出金)
0.27%
 外部格付
AA (格付期間 JCR)

(上記計数は2020年3月末現在)

信金中金グループ

(2020年3月末現在)

しんきん証券(株)	信金インターナショナル(株)	しんきんアセットマネジメント投資(株)	信金ギャランティ(株)	信金キャピタル(株)	(株)しんきん情報システムセンター	信金中金ビジネス(株)
・証券業務 有価証券の売買、デリバティブ取引、引受等 ・資本金200億円(100%出資)	・証券業務 ユーロ市場における債券の売買業務、仲介業務、引受業務等 ・資本金300万£(100%出資) ロンドンの現地法人として設立	・投資運用業務 投資一任契約資産の運用業務および投資信託財産の運用業務 ・資本金2億円(100%出資)	・消費者信用保証業務 信用金庫における個人向け無担保ローンの拡大支援 信用金庫取引先等への個人向け無担保ローンの保証業務 ・資本金10億円(100%出資)	・投資業務 ・M&A仲介業務 中小企業に対する資本性資金の供給 中小企業の事業承継ニーズ等に対応するための、事業承継、M&A仲介業務 ・資本金490百万円(100%出資)	・データ処理の受託業務等 内国為替サービスやCD/ATMサービス等の信用金庫業界のネットワークシステムの開発・運用 信用金庫業務にかかる各種の業務処理システムの開発・運用 ・資本金45億円(50.7%出資)	・事務処理の受託業務等 信金中金の業務の効率化・合理化に資するため、信金中金から各種の事務処理を受託 ・資本金70百万円(100%出資)

バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示事項

自己資本の充実の状況等について

① 自己資本調達手段の概要

(詳細につきましては、P.53をご参照下さい。)

損失吸収能力の強化や過度のリスクテイク抑制等、金融機関の健全性を維持するために導入された新たな規制の枠組みであるバーゼルⅢは、自己資本の額について、コア資本に係る基礎項目から、それ等に関する調整項目を控除したものと定義しております。当金庫の2020年3月末に於けるコアの資本額は、主に当金庫が自ら積み立てた内部留保の額等と、地域のお客様からの出資金で構成された基礎項目の額から、無形固定資産や前払年金費用等の調整項目の額を控除したものです。

② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(詳細につきましては、P.54をご参照下さい。)

当金庫は、これまで内部留保による積み上げを行なうことで自己資本を充実させ、十分な経営の健全性・安全性を確保してまいりました。また、将来の自己資本充実策につきましても、年度ごとの収支計画に基づいて策定されます業務推進計画の達成に邁進し、その結果として得られる利益の中から資本を積み上げることを、第一義的な資本増強策と位置付けております。

③ 信用リスクに関する項目

(詳細につきましては、P.55～56をご参照下さい。)

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことを言います。当金庫では、管理すべき複数のリスクの中で、「信用リスク」は最も重要なリスクの一つであると認識しており、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資規程」や「信用リスク管理要領」を制定して、全ての役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク」を確実に認識、把握する管理態勢を構築しております。また、「信用リスク」の評価、管理の手段である自己査定につきましても、「自己査定規程」をはじめとする当金庫規程に基づいて厳格に実施しており、適正な償却・引当による貸出資産等の実態を把握・管理しております。さらに自己査定の結果は、小口多数取引の推進によるリスクの分散、債務者区分別・業種別・特定顧客別等を基準とする与信集中リスク

の回避策にも活用しております。

尚、一連の「信用リスク」管理の状況につきましては、毎月のリスク管理委員会やALM委員会で報告・協議・検討を行っており、経営陣への報告態勢も構築しております。又、貸倒引当金につきましては、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正かつ厳格な計上に努めております。

(ロ) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等につきましては、投資有価証券については、国内有価証券には「R&I」と「JCR」の何れかを、外国有価証券については「Moody's」と「S&P」の何れかを採用することを基本としている以外、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S&P (S&Pグローバル・レーティング)

④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(詳細につきましては、P.57をご参照下さい。)

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などがそれに該当します。当金庫では、融資案件の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から与信の可否を判断しており、各種の担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けと認識しております。そのため、担保又は保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢を明確にする目的で、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」や「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進に努めております。但し、与信審査の結果、どうしても担保又は保証が必要と認められる場合においては、お客様への十分な説明とご理解を求めたうえの契約を行う等の適切な取扱いを遵守するよう努めております。なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・不動産・有価証券等、保証には、人

的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きにつきましては、金庫が定める「貸出事務取扱要領」に基づく、適切な事務取扱い及び適正な評価を行い、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただく等適切な取扱いに努めております。

また、手形貸付・割引手形（電子記録債権割引を含む）・証書貸付・当座貸越・債務保証等の取引において、お客様が期限の利益を失われるような事態が生じた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この場合、金庫が定める「貸出事務取扱要領」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、信用リスク削減方法の一つとして、事前の通知や諸手続きを省略して当該貸出等取引により生じた債権に充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法の対象には、適格担保としての自金庫預金積金・保証等が該当しますが、そのうち保証に関する信用度の評価につきましては、政府関係機関、しんきん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しております。又、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に過度に偏ることがないよう、分散にも配慮しております。

5

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（詳細につきましては、P.57～58をご参照下さい。）

当金庫はオリジネーターとして、2019年3月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という）が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権（原債権）を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務者の債務不履行発生等（CDS契約におけるクレジット・イベントの発生）の際、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同等に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引は、取引の相手方である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性がある信用リスクが内包されています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

（注）「シンセティック型CLO」とは、証券化対象債権を譲渡（オフ・バランス化）せず、「クレジット・デフォルト・スワップ契約」という一種の損失補償契約により当該債権のデフォルトリスクだけを他に移転する証券化取引です。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

（詳細につきましては、P.58をご参照下さい。）

（イ）リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や、企業が保有する不動産などの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者である「オリジネーター」と、証券を購入する側である「投資家」に大別されますが、当金庫におきましては、2020年3月末において、双方とも該当する有価証券の保有はございません。また、当該証券投資に係るリスクの認識につきましては、市場動向・裏付資産の状況・時価評価・適格格付機関が付与する格付情報などによりその状況を把握し、適切なリスク管理に努めることとしております。なお、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

（ロ）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

（ハ）証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（ニ）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等につきましては、「投資家」としての立場で保有する受益証券に対して、国内のものについては「R&I」と「JCR」の何れかを、外国のものについては「Moody's」と「S&P」の何れかを採用することを基本としている以外、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・R&I（株式会社格付投資情報センター）

- ・JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・S&P（S&Pグローバル・レーティング）

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

（詳細につきましては、P.54をご参照下さい。）

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等を含む幅広いリスクと捉え、管理体制や管理方法に関する基本方針を定め、確実にリスクを認識・評価しております。これらのリスクに関しましては、必要に応じてリスク管理委員会にて協議・検討を行うとともに、経営陣への報告態勢も整備しております。

(ロ) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（詳細につきましては、P.59をご参照下さい。）

上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託等に係るリスクの認識につきましては、日次ベースでの時価評価に加え、毎月末時点で「VaR」の手法を用いたリスク量の計測によって、最大予想損失額を把握し、自己資本額の一定割合を基準に定めた許容リスク上限額の範囲内にあるかどうかの検証を行うとともに、定期的に常勤理事会に代表される経営陣への報告を行っております。

一方、非上場株式等上記以外につきましても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9 銀行勘定における金利リスクに関する事項

（詳細につきましては、P.59をご参照下さい。）

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによ

て、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいい、当金庫におきましては、定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改等を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などについて、ALM委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(ロ) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。

そのうち、流動性預金の満期の認識については
 (ア)過去5年の最低残高
 (イ)過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
 (ウ)現在高の50%相当額
 以上3つのうち、最小の額を上限としたものをコア預金（平均期間2.5年）と認識し、金利リスクを算定しております。

(ハ) 金利リスク

定量的事項で開示している金利リスクは、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ ΔEVE ）を示しています。

バーゼル規制第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）として、過度に金利リスクを取っている金融機関を抽出するための「重要性テスト」があります。これは金融庁指定のシナリオに基づく ΔEVE のコア資本に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするもので、当庫の ΔEVE については、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトの ΔEVE が最大値となります。

単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2019年3月末	2020年3月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,176	7,535
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,094	1,087
うち、利益剰余金の額	6,104	6,469
うち、外部流出予定額 (△)	21	21
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	305	309
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	305	309
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	334	267
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,817	8,112
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	65	60
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	65	60
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	157	224
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	222	284
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,594	7,828
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,999	73,076
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	942	943
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△605	△600
うち、上記以外に該当するものの額	1,547	1,543
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,423	4,471
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	75,422	77,547
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.06%	10.09%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年3月末		2020年3月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	70,999	2,839	73,076	2,923
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,154	2,766	70,508	2,820
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	29	1	29	1
我が国の政府関係機関向け	20	0	20	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,789	511	12,127	485
法人等向け	16,040	641	18,265	730
中小企業等向け及び個人向け	23,141	925	23,425	937
抵当権付住宅ローン	2,059	82	2,106	84
不動産取得等事業向け	6,007	240	5,471	218
3ヵ月以上延滞等	399	15	418	16
取立未済手形（未決済為替貸残）	13	0	11	0
信用保証協会等による保証付（緊急保証等のリスクウェイトは「0」）	568	22	617	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	226	9	211	8
出資等のエクスポージャー	226	9	211	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	7,857	314	7,801	312
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,000	40	1,000	40
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	976	39	926	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	61	2	57	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,809	232	5,817	232
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（STC要件適用分）	—	—	—	—
証券化（非STC要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	888	35	1,606	64
ルック・スルー方式	—	—	1,606	64
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,547	61	1,543	61
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△605	△24	△600	△24
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	13	0	18	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	4,423	176	4,471	178
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	75,422	3,016	77,547	3,101

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け（国際決済銀行等向け）を除く」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末
国 内	181,405	180,538	91,422	93,479	15,459	14,265	-	-	538	587
国 外	800	2,200			800	1,000	-	-		
地 域 別 合 計	182,205	182,738	91,422	93,479	16,259	15,266	-	-	538	587
製 造 業	1,765	2,086	1,640	1,780	100	300	-	-	0	3
農 業、 林 業	340	373	340	373			-	-	5	5
漁 業	16	17	16	17			-	-		
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	2		2				-	-		
建 設 業	8,120	8,833	8,101	8,813			-	-	2	9
電 気・ ガ ス・ 熱 供 給・ 水 道 業	2,275	1,976	245	246	2,000	1,700	-	-		
情 報 通 信 業	344	591	139	186	199	399	-	-		
運 輸 業、 郵 便 業	771	805	745	779			-	-		0
卸 売 業、 小 売 業	9,589	8,955	9,589	8,955			-	-	21	29
金 融 業、 保 険 業	71,868	68,949	1,871	1,834	4,400	3,400	-	-	0	0
不 動 産 業	25,800	25,871	25,480	25,551			-	-	376	372
物 品 賃 貸 業	306	297	304	295			-	-		
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	419	472	419	472			-	-	10	
宿 泊 業	116	100	111	95			-	-		
飲 食 業	2,412	2,783	2,412	2,783			-	-	50	46
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娛 楽 業	2,792	2,999	2,792	2,999			-	-	13	13
教 育、 学 習 支 援 業	425	406	425	406			-	-	0	0
医 療、 福 祉	838	1,051	838	1,051			-	-		3
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,143	2,994	2,940	2,991	199		-	-	3	39
国・地方公共団体等	21,943	22,605	10,984	11,539	9,359	9,465	-	-		
個 人	22,023	22,305	22,023	22,305			-	-	53	63
そ の 他	6,890	8,260					-	-		
業 種 別 合 計	182,205	182,738	91,422	93,479	16,259	15,266	-	-	538	587
1 年 以 下	58,235	57,854	8,326	7,947	1,699	6,147	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	27,610	24,516	10,523	10,516	8,280	2,752	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	13,583	13,880	11,146	11,128	2,136	2,152	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	13,802	13,589	10,510	10,350	1,891	1,583	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	18,749	17,229	15,898	14,349	1,950	2,329	-	-		
10 年 超	34,915	40,305	34,615	38,805	300	300	-	-		
期 間 の 定 め の な い も の	15,309	15,362	401	380			-	-		
残 存 期 間 別 合 計	182,205	182,738	91,422	93,479	16,259	15,266	-	-		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には上場不動産投信（Jリート）を除く投資信託、現金、その他資産、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	286	291		286	291
	2019年度	291	294		291	294
個別貸倒引当金	2018年度	344	306	17	326	306
	2019年度	306	281	5	301	281
合 計	2018年度	631	598	17	613	598
	2019年度	598	575	5	592	575

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	目的使用		その他		2018年度	2019年度		
国 内	344	306	306	281	17	5	326	301	306	281		
国 外												
地 域 別 合 計	344	306	306	281	17	5	326	301	306	281		
製 造 業	3	0	0	0	0		3	0	0	0	0	
農 業、 林 業	0	0	0	0			0	0	0	0		
漁 業												
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業												
建 設 業	5	3	3	5	4	2	1	0	3	5	4	14
電 気・ ガ ス・ 熱 供 給・ 水 道 業												
情 報 通 信 業												
運 輸 業、 郵 便 業												0
卸 売 業、 小 売 業	27	27	27	30	0		27	27	27	30	14	1
金 融 業、 保 険 業	45	0	0	0	0		45	0	0	0		
不 動 産 業	213	216	216	214			213	216	216	214		7
物 品 質 貸 貸 業												
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	0						0				0	
宿 泊 業												
飲 食 業	23	13	13	9	12	2	11	10	13	9	1	6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	11	25	25	4			11	25	25	4	0	
教 育、 学 習 支 援 業											2	
医 療、 福 祉		2	2	0				2	2	0		
そ の 他 の サ ー ビ ス	0	5	5	6			0	5	5	6	2	1
国・地方公共団体等												
個 人	12	10	10	9			12	10	10	9	0	
合 計	344	306	306	281	17	5	326	301	306	281	25	32

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにおいて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2019年3月末		2020年3月末	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%		36,650		34,319
10%		6,189		6,678
20%	415	64,679	199	60,699
35%		5,940		6,080
50%	10,761	40	10,990	48
70%	0			
75%		25,399		25,707
100%	400	31,627	400	32,472
150%		99		136
250%				
1250%				
その他				5,005
合計		182,205		182,738

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、
 CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	4,150	3,661	19,278	19,108	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及び グロスのアドオン合計額から担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案する前の 与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスクの削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	93	123	93	123
(I) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 金関連取引	—	—	—	—
(IV) 株式関連取引	—	—	—	—
(V) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(VI) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(VII) クレジット・デリバティブ	93	123	93	123
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	93	123	93	123

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・ デリバティブの想定元本額	930	1,231	—	—

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。
2. 当金庫は株式会社日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジ（回避・低減）するためプロテクションを購入しております。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ございません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び 所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ございません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に 適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末		2020年3月末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,109	1,109	395	395
非 上 場 株 式 等	760	760	764	764
合 計	1,870	1,870	1,160	1,160

(注) 「上場株式等」には、取引所・店頭市場・外国有価市場で売買される上場株式・上場優先出資・上場投信（ETF、J・リート）の他、投資信託等の裏付資産のうち、出資等に該当するものを含んでおります。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	—	41
売 却 損	—	—
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
評 価 損 益	196	100

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
評 価 損 益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

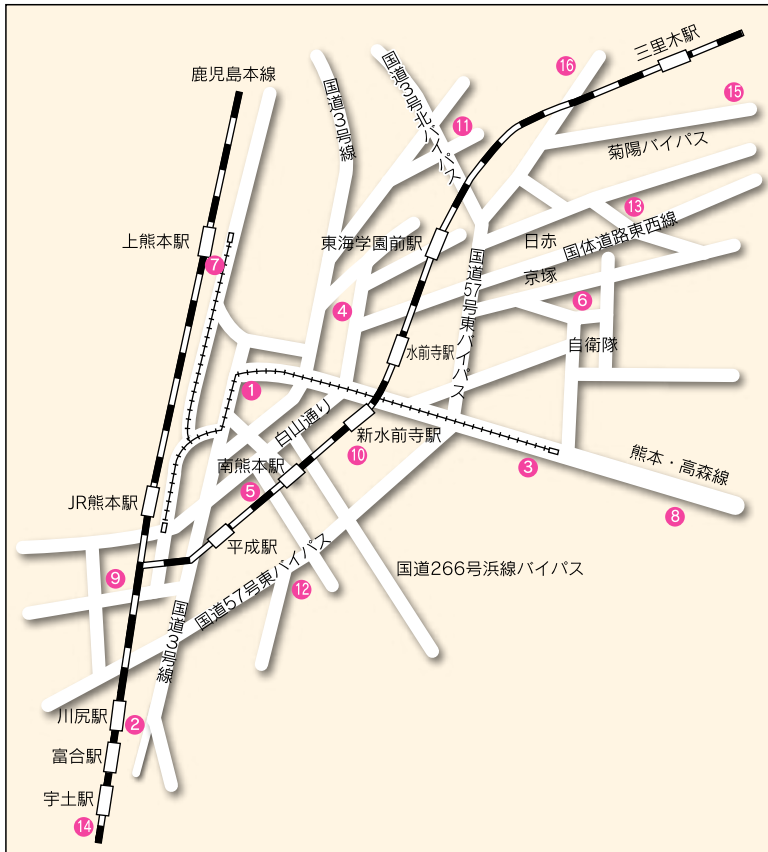
	2019年3月末	2020年3月末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	5,005
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,897	1,724	▲39	
2	下方パラレルシフト	▲2,078	▲1,866	5	
3	スティープ化	1,841	1,606		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,897	1,724	5	
		ホ		ハ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,828		7,594	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。



店舗外CD・ATM設置場所

- ◎ 鶴屋百貨店地階
- ◎ JR熊本駅
- ◎ ホームセンターダイキ本山店
- ◎ ゆめタウンサンピアン
- ◎ ゆめマート城山
- ◎ ゆめマート清水
- ◎ ゆめタウンはません
- ◎ 日赤病院 1階
- ◎ SAKURA MACHI Kumamoto
- ◎ 熊本市民病院
- 熊本学園大学
- 熊本中央病院 1階
- △ 熊本市役所 1階
- △ 熊本県庁本館 1階
- △ 熊本県立大学

上記以外にも、当金庫は「セブン銀行」およびイオン銀行と提携しており、県内外のセブン-イレブンおよびマックスバリュ等に設置のATMがご利用いただけます。

店舗名		住所	電話
① 本店営業部	◎	〒860-8655 熊本市中央区手取本町2番1号	096(326)2211
② 川尻支店	◎	〒861-4115 // 南区川尻4丁目6番15号	// (357)6231
③ 健軍支店	◎	〒862-0908 // 東区新生2丁目3番4号	// (367)1011
④ 子飼支店	◎	〒860-0853 // 中央区西子飼町10番5号	// (343)5233
⑤ 南熊本支店	◎	〒860-0813 // 中央区琴平2丁目1番1号	// (372)1133
⑥ 新外支店	◎	〒862-0913 // 東区尾ノ上4丁目11番30号	// (367)3811
⑦ 上熊本支店	◎	〒860-0072 // 西区花園1丁目2番2号	// (325)1231
⑧ 秋津支店	◎	〒861-2102 // 東区沿山津3丁目3番2号	// (365)1101
⑨ 西部支店	◎	〒860-0059 // 西区野中2丁目14番14号	// (354)4811
⑩ 江津支店	◎	〒862-0941 // 中央区出水5丁目11番41号	// (363)1611
⑪ 新地支店	◎	〒861-8075 // 北区清水新地5丁目10番37号	// (339)1222
⑫ 御幸田迎支店	◎	〒861-4172 // 南区御幸田1丁目1番7号	// (379)0006
⑬ 長嶺支店	◎	〒861-8039 // 東区長嶺南3丁目8番114号	// (381)3288
⑭ 宇土支店	◎	〒869-0431 宇土市本町4丁目14番地	0964(23)5511
⑮ 菊陽支店	◎	〒869-1101 菊池郡菊陽町津久礼2429-1	096(232)3330
⑯ 合志支店	◎	〒861-1112 合志市幾久富1758-147	// (248)3335

◎ 印の自動機は土・日曜日、祝日も稼働しております。
 □ 印の自動機は土曜日も稼働しております。
 △ 印の自動機は平日のみ稼働しております。

掲載頁の一覧

信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に規定する内閣府令で定める事項	該当頁
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	14
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	13
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	13
ニ. 事務所の名称及び所在地	60
ホ. 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する事項	該当ありません
2. 金庫の主要な事業の内容	13・24～27
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	19～20
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	28・30
（2）経常利益又は経常損失	28・30
（3）当期純利益又は当期純損失	28・30
（4）出資総額及び出資総口数	28～29
（5）純資産額	28～29
（6）総資産額	28～29
（7）預金積金残高	28・37
（8）全国連合会債残高	該当ありません
（9）貸出金残高	28・38～39
（10）有価証券残高	28・42～43
（11）単体自己資本比率	28・53
（12）出資に対する配当金	28・30
（13）職員数	28
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	
・主要な業務の状況を示す指標	35～36
・全国連合会債に関する指標	該当ありません
・預金に関する指標	37
・貸出金等に関する指標	38～39
・有価証券に関する指標	42～43
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	23
ロ. 法令遵守の体制	21～22
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6～12
ニ. 金融ADR制度への対応	20
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	29～30
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	40
（2）延滞債権に該当する貸出金	40
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	40
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	49～59
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	42～43
（2）金銭の信託	該当ありません
（3）第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38・56
ヘ. 貸出金償却の額	38・56
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	18
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則で定める事項	
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41
（2）危険債権	41
（3）要管理債権	41
（4）正常債権	41
（5）金融再生法上の不良債権比率	41



熊本信用金庫

〒860-8655 熊本市中央区手取本町2番1号

Tel (096) 326-2211

ホームページ <http://www.kumamoto-shinkin.jp>

表紙写真／熊本城
当金庫屋上で撮影